

管内概況

令和 3 年版



国土交通省

九州運輸局佐賀運輸支局

目 次

I. 佐賀県の概況	1
1 地勢	1
2 面積・人口	1
3 交通インフラ	1
4 主要交通網の概況	1
II. 管内の概況	
企画調整	
1. 地域公共交通の概況	2
2. 観光の概況	5
企画輸送	
1. 倉庫業の概況	8
2. 乗合バス輸送の概況	9
3. 貸切バス輸送の概況	10
4. タクシー輸送の概況	11
5. 貨物輸送の概況	14
6. 貨物事業の概況	14
7. 大型貨物自動車（ダンプカー）の概況	16
8. レンタカーの概況	16
監査	
1. 自動車運送事業の監査の概況	17
登録	
1. 自動車登録の概況	18
整備・保安・検査	
1. 自動車検査制度及び点検整備制度の概況	21
2. 自動車整備事業の概況	22
3. 自動車の事故・公害関係の概況	23
4. 街頭検査の実施状況	24
海事	
1. 運航関係事業の概況	25
2. 港湾運送事業の概況	26
3. 海事産業関連事業の概況	27
運航労務	
1. 船員関係事業の概況	29
2. 運輸安全マネジメント関係事業の概況	31
III. 運輸支局の概況	
1 沿革	32
2 佐賀運輸支局の主な業務内容	34
3 管轄区域	34
IV. 独立行政法人自動車技術総合機構	
1 佐賀事務所の概況	35

1 地勢

九州の西北部に位置する佐賀県は、東および東北は福岡県、西は長崎県に接し、北は玄界灘、南は有明海に面している。東北部から中央にかけては脊振・天山山塊地域で、いわゆる筑紫山脈の西半分にあたる。西部は丘陵地形で山岳は低く、また、南部にかけては山岳地形となり、長崎県境部には経ヶ岳・多良岳などがある。南部は佐賀平野で、いわゆる筑紫平野の西部をなす穀倉地帯である。

主な河川は、東部には筑後川、嘉瀬川、六角川など、北部には松浦川などがある。

2 面積・人口

佐賀県の面積は、約2,440平方キロメートル。10市10町で構成され、人口は約80.9万人。

(佐賀市約23.3万人、唐津市11.6万人、鳥栖市7.5万人、伊万里市5.3万人)

佐賀県統計年鑑（令和2年版）

3 交通インフラ

(1) 道路

佐賀県内には、高規格幹線道路として九州縦貫道、九州横断道及び西九州道の3路線がある。小さな都市が各地に点在し分散型県土を形成している佐賀県においては、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要として、広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が進められている。

西九州自動車道は、隣接する福岡県・長崎県を結ぶ県北の東西軸となり、県北部における地域経済の活性化が期待される。また、有明海沿岸道路は県南の東西軸として、佐賀唐津道路は県央の南北軸として整備が進められている。

(2) 鉄道

県内を走るJR線は、鹿児島本線、長崎本線、佐世保線、筑肥線、唐津線。

民鉄は、県東部に甘木鉄道、西部に松浦鉄道が県境をまたぎ運行している。

九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎間）が、令和4年9月23日に開業予定。開業時に、長崎本線（肥前山口～諫早間）は、JR九州と（一社）佐賀・長崎鉄道管理センターによる上下分離方式を導入する。

(3) 港湾・空港

県内の重要港湾として、「唐津港」「伊万里港」が指定。唐津港においてはクルーズ船誘致にも取り組んでいる。

空港は、九州佐賀国際空港があり、増便や新たな路線の誘致が進められている。

4 主要交通網の概況



1. 地域公共交通の概況

企画調整

1. 地域公共交通に関する政策（地域公共交通活性化再生法）

- 近年における少子高齢化の進展や自家用車の普及等により、地域公共交通の維持に困難が生じていること等を踏まえ、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保等を行うため、地方公共団体が主体となって、地域公共交通の維持・確保や利便性向上の取組を促進するため、平成19年に「地域公共交通活性化再生法」が制定された。
- その後の社会経済情勢の変化に対応し、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通の実現を目指すべく、平成26年、令和2年に法改正が行われた。

地域公共交通を取り巻く現状・背景

高齢者の不安

- 高齢者の免許返納の数は、近年大幅に増加

地方部の路線バス事業の厳しい現状

- 全国の約7割のバス事業者において一般路線バス事業の収支が赤字
- 運転手不足が年々深刻化

地域公共交通の確保に関する地方負担の増加

- 路線バスへの補助、コミュニティバス、乗合タクシーの運行により地方公共団体の財政負担が大幅に増加

- 高齢者の運転免許返納も増える中、移動手段の受け皿の確保が重要となっているにもかかわらず、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等により、公共交通の維持が容易ではなくなっている
- 観光による地域振興を図る上でも、外国人旅行者を含む来訪者にも利用しやすい移動手段の確保が必要

地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷

平成
19年
制定

- ✓ 地域公共交通活性化再生法を制定し市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置
- ✓ 「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて地域公共交通の確保・維持等の取組を促進する制度を整備

平成
26年
改正

- ✓ ①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）し、②面的な公共交通ネットワークの再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定
- ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、法律・予算の特例措置を適用し、計画の実現を後押しする制度を整備

令和
2年
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定
- ✓ 「地域旅客運送サービス継続事業」「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、更に地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を促進

2. 「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」へ（令和2年改正）

地域公共交通計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ・まちづくり施策との一体的推進
 - ・観光振興施策・福祉施策の一層の連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス改善
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ

地域公共交通計画の考え方

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成
網形成計画と同様



地域における
輸送資源の総動員
今般新たに追加

メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

地域旅客運送サービス



- 地方公共団体が交通事業者と連携して、地域の輸送資源を総動員する交通計画を作成
- 既存の公共交通サービスの改善・充実の徹底と国が予算面とノウハウ面から支援 → 持続可能な地域公共交通の実現へ

3.管内の地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会の設置状況等

地域公共交通の維持・確保及び利便増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービス実現のための協議を行うため、道路運送法に基づく地域公共交通会議、活性化再生法に基づく地域公共交通活性化協議会を設置。

市町名	公共交通会議	活性化協議会	地域公共交通計画 策定状況（網形成計画）	計画期間
佐賀県	佐賀県地域公共交通活性化協議会		R4.3	R4.4～R9.3
佐賀市	佐賀市地域公共交通協議会（R4.3活性化協議会設置）		—	
唐津市	唐津市地域公共交通会議	唐津地域公共交通活性化協議会	R4.3	R4.4～R9.3
鳥栖市	鳥栖市地域公共交通会議		(R2.3)	(R2.4～R7.3)
多久市	多久市地域公共交通会議（R3.3活性化協議会設置）		R4.3	R4.4～R9.3
伊万里市	伊万里市民と考える地域交通会議		(H28.3)	(H28.4～R7.3)
武雄市	武雄市地域公共交通会議		(R2.3)	(R2.4～R7.3)
鹿島市	鹿島市地域公共交通会議	鹿島市地域公共交通活性化協議会	R4.3	R4.4～R9.3
小城市	小城市地域公共交通会議	小城市地域公共交通活性化協議会	R4.3	R4.4～R9.3
嬉野市	嬉野市地域公共交通会議	嬉野市地域公共交通活性化協議会	R4.3	R4.4～R9.3
神崎市	神崎市地域公共交通会議	神崎市地域公共交通活性化協議会	(R2.3)	(R2.4～R7.3)
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町地域公共交通活性化協議会		R4.3	R4.4～R10.3
基山町	基山町地域公共交通会議	基山町地域公共交通活性化協議会	R4.3	R4.4～R9.3
上峰町	上峰町地域公共交通活性化協議会		(H29.3)	(H29.4～R4.3)
みやき町	みやき町地域公共交通会議	みやき町地域公共交通確保維持改善協議会	—	
玄海町	玄海町地域公共交通会議	唐津地域公共交通活性化協議会	R4.3	R4.4～R9.3
有田町	有田町地域公共交通会議（R4.3活性化協議会設置）		—	
大町町	大町町地域公共交通会議（R3.4.1活性化協議会設置予定）		R4.3	R4.4～R9.3
江北町	—	—	—	
白石町	白石町地域公共交通会議	—	—	
太良町	太良町地域公共交通会議	太良町地域公共交通活性化協議会	H30.3（R2.3改定）	H30.4～R5.3

※令和4年3月現在

4.佐賀県内の地域公共交通計画の策定状況

- ▶ 佐賀県内では、地域公共交通の現状と課題の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的として、自治体が主体となつて幅広い関係者が参加し、地域公共交通の確保・維持の取組を協議。
- ▶ 令和2年の地域公共交通活性化再生法の改正により計画の策定が努力義務化され、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする新しい「地域公共交通計画」を佐賀県及び9市町が令和3年度に策定。
- ▶ 既存計画を含め、佐賀県内21自治体のうち15自治体が地域公共交通計画を策定している。

※令和4年3月現在

■ 地域公共交通計画の策定状況

佐賀県内21自治体のうち、15自治体が計画を策定（R4.3現在）

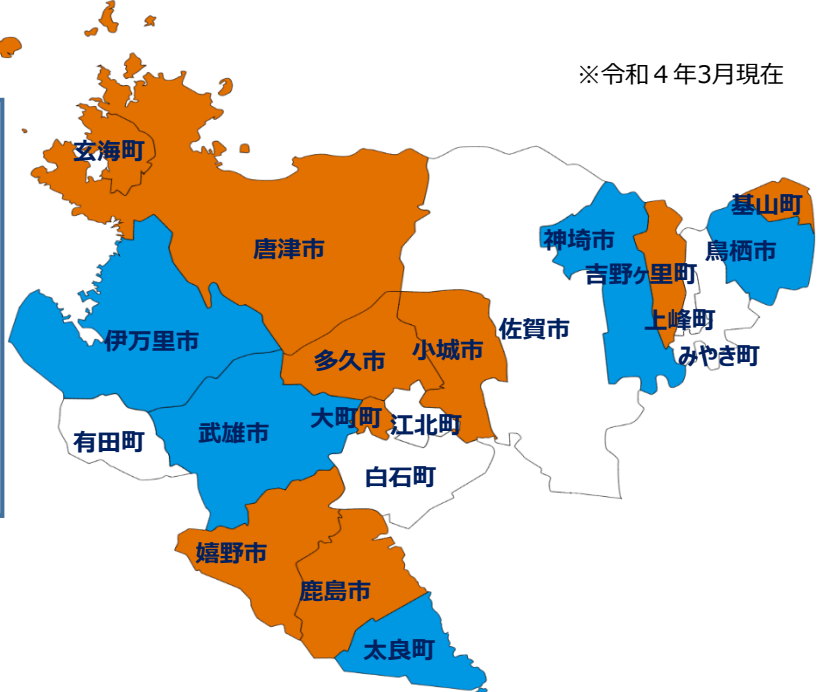
■ 【令和3年度策定】 9自治体

佐賀県、唐津地域（唐津市・玄海町）、多久市、鹿島市、小城市、嬉野市、吉野ヶ里町、基山町、大町町

■ 【みなし地域公共交通計画あり】 5自治体

鳥栖市、伊万里市、武雄市、神崎市、太良町

※「みなし地域公共交通計画」とは、旧法に基づく地域公共交通網形成計画が新法に基づく地域公共交通計画にみなされた計画のこと。



5.佐賀県内の地域内交通の状況（地域内路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー）

令和4年3月現在

市町名	地域内バス路線	運行形態	運行事業者
佐賀市	松梅地区「べりりカー松梅号」	バス事業（区域）	松原タクシー
	富士町コミュニティバス	バス事業（路線定期・区域）	ロイヤル観光・松原タクシー 佐賀タクシー・中央タクシー
	三瀬地区コミュニティバス	バス事業（路線定期）	松原タクシー
唐津市	市内路線バス （唐津中心部・浜玉七山・鎮西呼子エリア）	バス事業（路線定期）	昭和自動車
	乗合タクシー （唐津中心部・浜玉七山・北波多肥前エリア）		
	「ふれあいタクシーきゅうらぎ号」 「ふれあいタクシーおうち号」	バス事業（区域）	
鳥栖市	市内路線バス（河内線・麓線・弥生が丘循環線）	バス事業（路線定期）	西鉄バス佐賀
	鳥栖市ミニバス	バス事業（路線定期）	鳥栖構内タクシー・久留米西鉄タクシー
多久市	ふれあいバス	自家用有償運送（路線定期）	多久市
	ふれあいタクシー	バス事業（区域）	昭和自動車
伊万里市	いまりんバス	バス事業（路線定期）	西肥自動車
	波多津ふれあい号	自家用有償運送（路線定期）	NPO法人まちづくり波多津
	大川町すこやかバス		大川町コミュニティ運営協議会
	黒川町内巡回バス「くろがわ号」		黒川町まちづくり運営協議会
	松浦町デマンドタクシー	バス事業（区域）	西肥亀の井タクシー
	二里町デマンドタクシー		
武雄市	市内路線バス（武内武雄線・武雄三間坂線）	バス事業（路線定期）	祐徳自動車
	ほんわカー（武雄町朝日町橋町・若木町・北方町・ 竹内町・山内町）	バス事業（路線定期・区域）	武雄タクシー・温泉タクシー
	武雄市乗合タクシー（武雄温泉～桃川駅）	バス事業（路線定期）	温泉タクシー
鹿島市	市内循環バス	バス事業（路線定期）	祐徳自動車
	高津原のりあいタクシー	バス事業（路線定期）	再耕庵タクシー
	予約型のりあいタクシー	バス事業（区域）	
小城市	広域循環バス・小城町巡回バス	自家用有償運送（路線定期）	小城市
	三日月町巡回バス・牛津町巡回バス		
	小城やまびこタクシー	バス事業（路線定期・不定期）	小城タクシー
	芦刈町乗合タクシー「あしま～る」	バス事業（路線定期）	
嬉野市	乗合タクシー（上久間線・春日線・大野原線）	バス事業（路線定期）	再耕庵タクシー 温泉タクシー
神埼市	神埼市巡回バス	バス事業（路線定期）	ジョイックス交通
	予約型乗合タクシー「NORARU」	バス事業（区域）	
	脊振町通学バス	バス事業（路線定期）	
	脊振町「ふれあいタクシー」	バス事業（区域）	
吉野ヶ里町	コミュニティバス	バス事業（路線定期）	吉野ヶ里観光タクシー
	吉野ヶ里町デマンドタクシー	バス事業（区域）	
基山町	きやまコミュニティバス	バス事業（路線定期）	基山タクシー
上峰町	通学バス・巡回バス「のらんかい」	バス事業（路線定期）	上峰タクシー
	乗合タクシー「のらんかい」	バス事業（区域）	吉野ヶ里観光タクシー
みやき町	みやき町コミュニティバス	バス事業（路線定期）	鳥栖構内タクシー
有田町	有田町コミュニティバス	バス事業（路線定期）	西肥自動車
	ふれあいタクシー	バス事業（区域）	有田タクシー・西肥亀の井タクシー
大町町	「まちバス」（南北ルート・東西ルート）	バス事業（路線定期）	大町観光タクシー
江北町	江北町循環バス	バス事業（路線定期）	祐徳自動車
白石町	福富線「あいのりタクシー」	バス事業（路線定期）	橋間自動車
	白石町「いこカー」	バス事業（路線定期・区域）	橋間自動車・錦タクシー
太良町	太良町コミュニティバス	バス事業（路線定期）	再耕庵タクシー

2. 観光の概況

企画調整

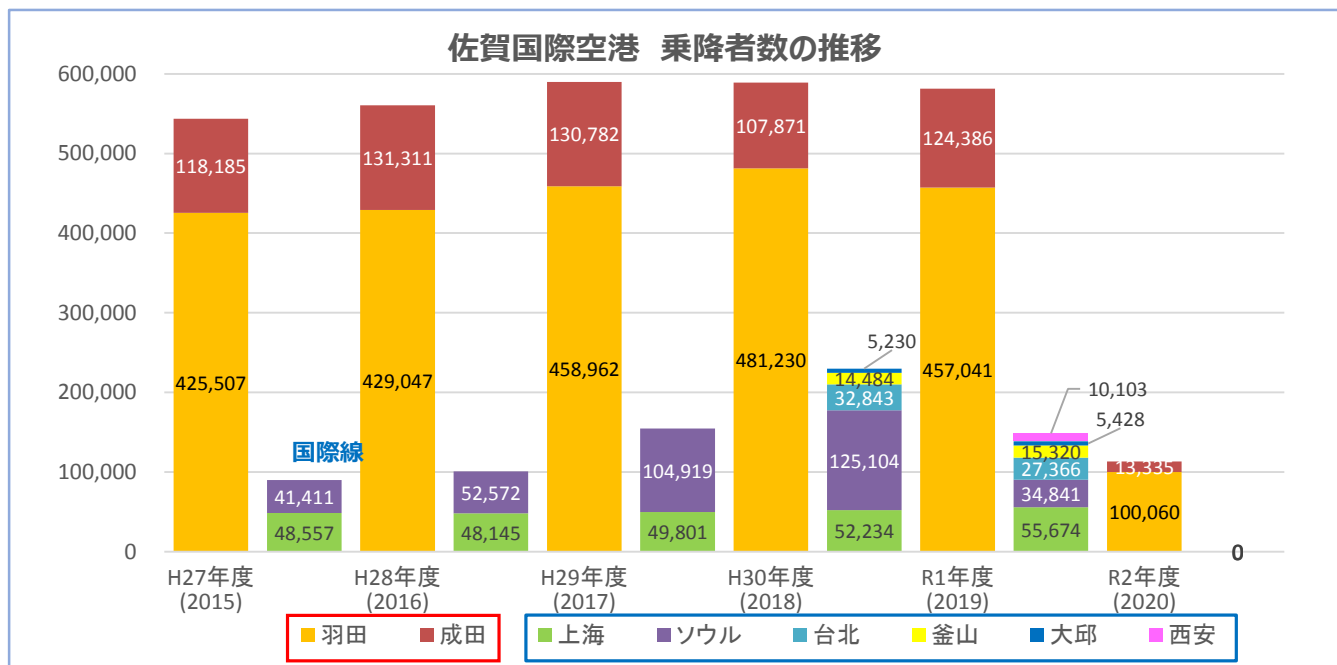
1. 九州佐賀国際空港 就航路線等

路線	運航	便数	備考
東京（羽田）	A N A	1日5往復	2020.3から減便→2022.1から通常便数へ
東京（成田）	春秋航空	1日1往復	2020.4から減便→2021.12から通常便数へ
上海（浦東）	春秋航空	週4往復	2020.2から運休中
西安（西安咸陽）		週3往復	[2019.10就航] 2020.1から運休中
仁川（ソウル）	ティーウェイ航空	週7往復	2019.8から運休中
金海（釜山）		週4往復	[2018.12就航] 2019.8まで運行
大邱（大邱）		週4往復	[2018.12就航] 2019.5まで運行
台北（桃園）	タイガーエア	週2往復	2020.3から運休中

2. 九州佐賀国際空港の利用状況

令和2（2020）年度における佐賀空港の年間利用者数は、前年度より84.5%減の113,507人と大幅に減少し、開港以来、過去最少となった。

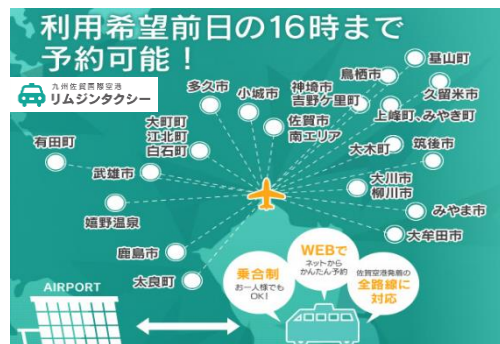
平成30（2018）年度まで6年連続で過去最高を更新していたが、令和元（2019）年度は日韓関係悪化による韓国便の運休等により若干減少し、令和2（2020）年度は新型コロナウイルスの影響により、国内線は減便となり、国際線は運航がなく、利用者数が大きく減少した。



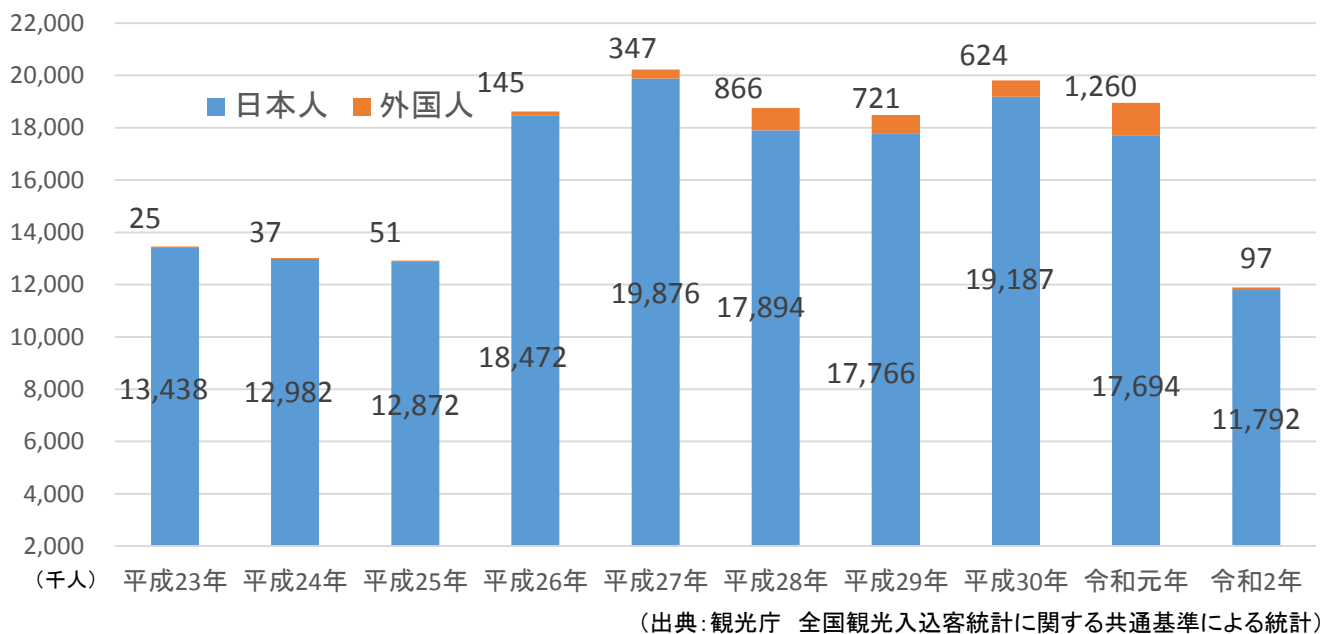
（出典：佐賀県 ※令和2年度の年間利用者数にはチャーター便利用者112人を含む）

3. 空港アクセス

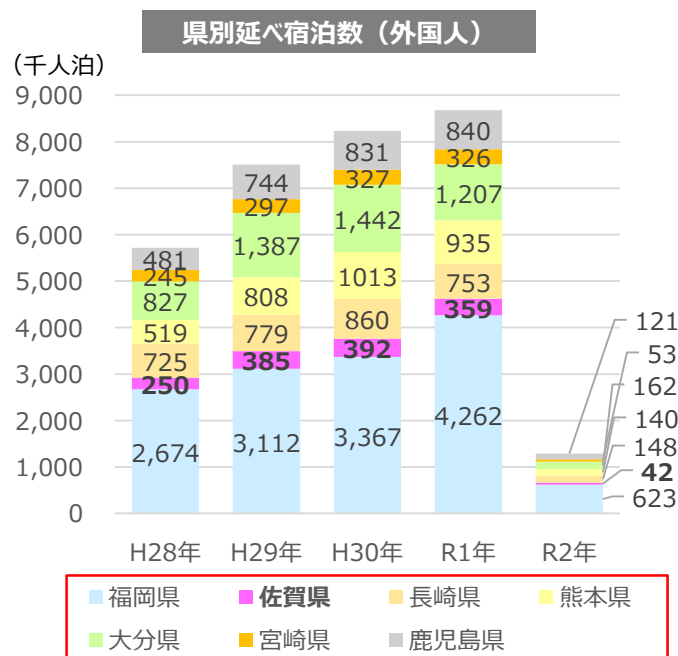
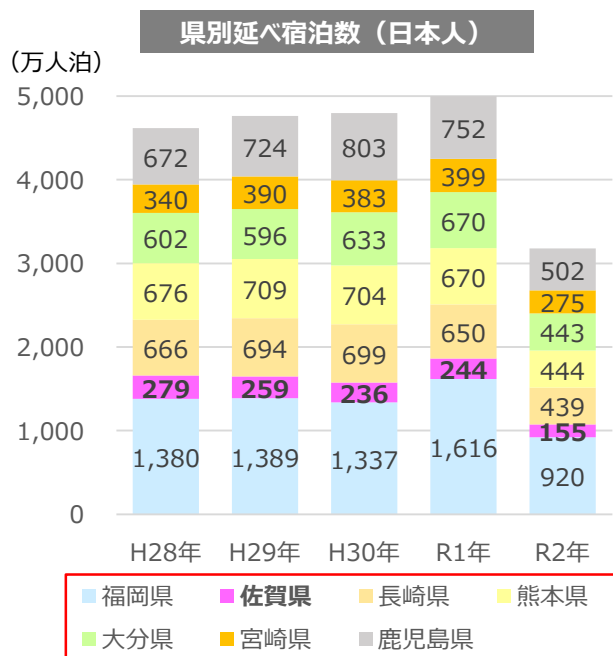
- リムジンタクシー：佐賀県内及び福岡県南西部地域の19路線（空港発着）で運行（事前予約制）
- 空港アクセスバス：空港⇄佐賀駅BCを航空機の発着に合わせて運行（所要35分 Wi-Fi利用可）
- 高速バス：「佐賀空港～福岡線」は上海便の運航日に運行。
※上海便は現在運休



4. 佐賀県の観光入込客数の推移

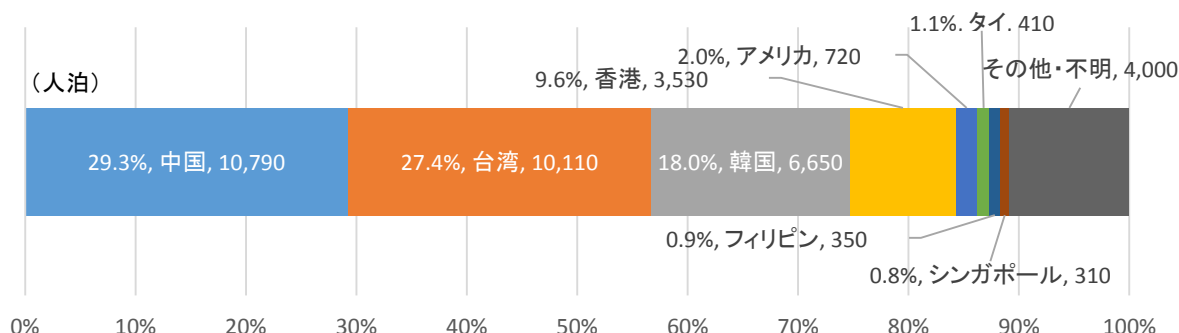


5. 九州各県別の延べ宿泊者数の推移【九州各県】



出典: 観光庁「宿泊旅行統計調査」

6. 佐賀県の国・地域別延べ宿泊者数 (令和2年)



※国籍別集計は従業者数10人以上の施設が対象のため、「5. 九州各県別の延べ宿泊者数の推移【九州各県】」の数値とは一致しない。

Ⅱ. 管内の概況

7. 佐賀県内の観光地域づくりの取組

- 観光地域としての魅力を高めるためには、さまざまな組織が一体となり、マーケティング・マネジメントやブランディング、商品造成、プロモーションなどを行い、観光客を誘致することが必要となる。
- その役割を担う組織として、国は「観光まちづくり法人（DMO）」を「観光地域づくりの舵取り役」と位置づけ、地域経済の活性化を図る取組を推進している。
- 佐賀県内の観光地域づくり法人（DMO）及び候補法人は下記の3団体が登録されており、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立ち、多様な関係者と協同しながら、観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に実施する取組が行われている。

(株)有田まちづくり公社
[地域DMO法人] R2.10.16 登録

「有田焼と伝統・アート・職の町 有田」
“顧客視点”の事業を企画し実行することで有田町、有田焼事業者にとっての将来の事業モデルになることを目指す。観光客と住民が交流する機会を創出し、体験型観光の収益化と主産業である窯業の活性化の相乗効果を生み出せる活動へ繋げていく。



(一社)起立工商協会
[地域DMO法人]

「上峰の持続可能な観光地域づくり」
継続して拡大していける交流のコンテンツを開発、町の観光産業振興に寄与し「住んでよし」「訪れてよし」の観光地域づくりの形成を目指す。
令和元年8月7日付けで、DMO候補法人から地域DMOに登録される。



(一社)嬉野温泉観光協会
[地域DMO候補法人]

「1300有余年の歴史を紡ぐ温泉地 嬉野」
嬉野茶や長崎街道の面影を残す歴史的町並みなどの観光資源を有する。2022年の九州新幹線西九州ルート嬉野駅開業を視野に「再び訪れたいくなるまちづくり」を市民協働で進める。



1. 倉庫業の概況

企画輸送

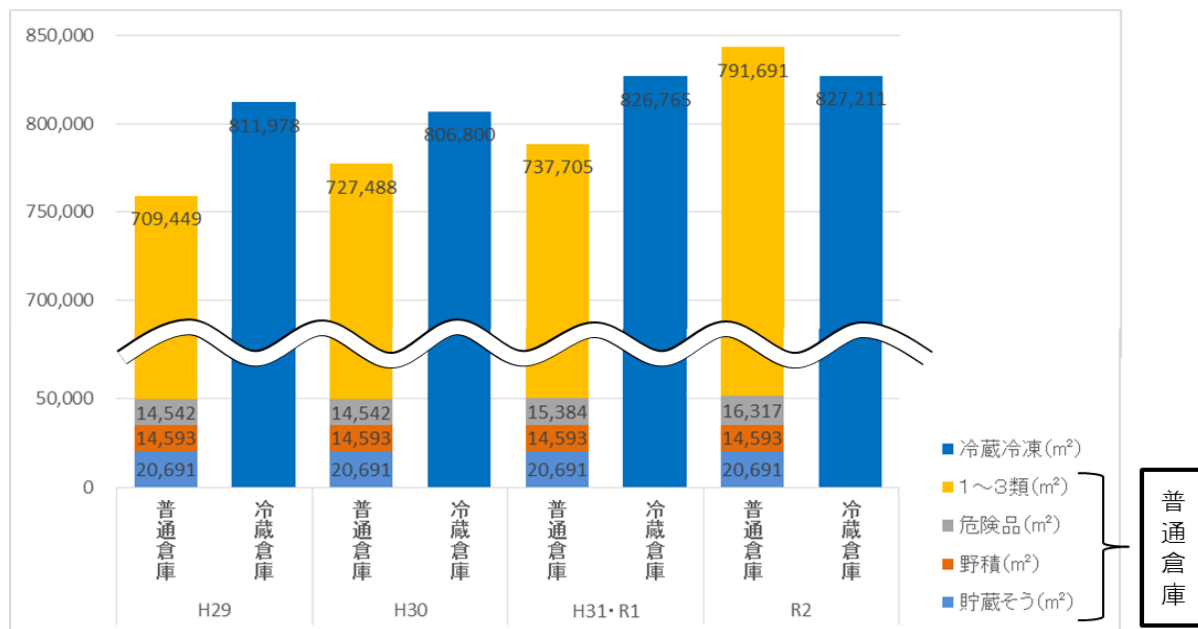
- 管内の令和2年度末における事業者数は、普通倉庫89社、冷蔵倉庫30社となっている。
- 庫腹量は、1～3類倉庫792千㎡、冷蔵倉庫827千㎡となっており、主要取扱い貨物は、1～3類倉庫が食料工業品・金属製品機械、冷蔵倉庫が冷凍食品・畜産加工品である。

1. 倉庫事業者数の推移

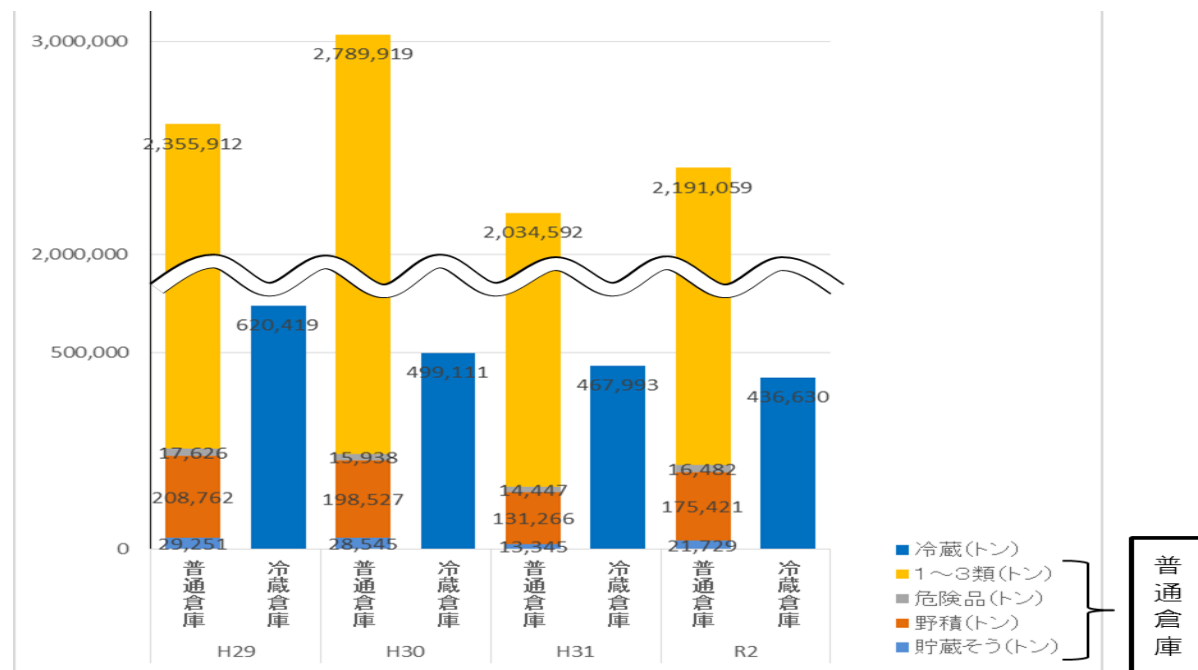
	H29	H30	R1	R2
普通倉庫	85	87	87	89
冷蔵倉庫	28	29	29	30

各年度末 単位：社（者）

2. 倉庫事業庫腹量の推移



3. 保管実績の推移



2.乗合バス輸送の概況

企画輸送

- 乗合バスは日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしてきたが、モータリゼーションの進展、交通渋滞に伴う定時制確保困難等による利便性の低下からバス離れが進み、輸送人員は昭和42年度の70,382千人をピークに年々減少傾向にある。
- このような状況の中、国は、路線の維持・確保に向けて補助等を行うとともに、路線の再編等による運行の効率化・生産性の向上を図る事業者を支援している。事業者は、利用者利便の向上に資するMaaS、AIを活用したオンデマンドバスなどの新たなモビリティサービスの導入に取り組んでいる。
- 過疎化が進む地方部においては、利用者減少に伴いバス路線の維持が困難になっていることから、地域住民の生活交通確保のため、地方公共団体や地域住民その他関係者から構成される地域公共交通会議を通じて、地域のニーズに対応したコミュニティバスの導入が進んでいる。今後も、地域の関係者が地域交通の構築に積極的に参加し、地域全体として取り組んでいくことが必要となる。

1．県内・県外乗合バス事業者の概況（令和3年3月31日現在）

県内事業者

事業者名	所在地	車両数（両）	路線キロ（km）	輸送人員（千人）	実車キロ（千km）
祐徳自動車（株）	鹿島市	49	226	414	1,777
佐賀市交通局	佐賀市	70	200	2,429	2,367
昭和自動車（株）	唐津市	272	1,069	2,867	9,059
西鉄バス佐賀（株）	佐賀市	35	264	1,052	1,609

県外事業者

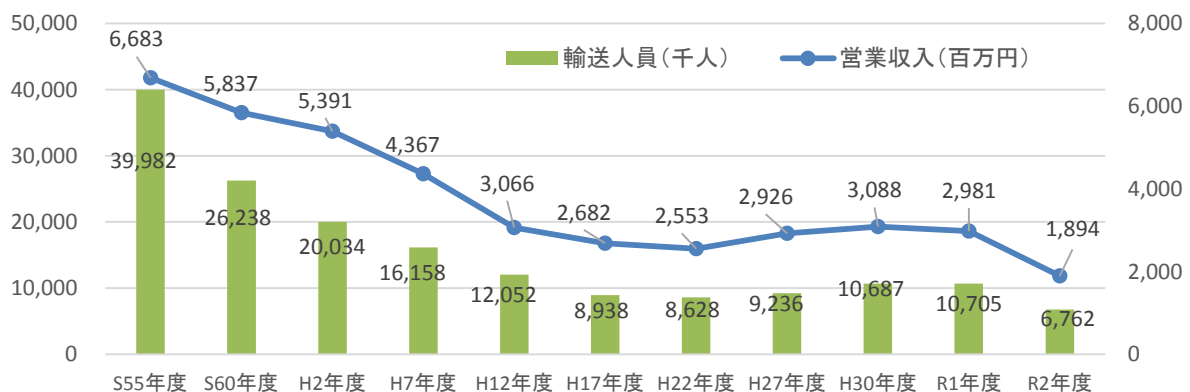
事業者名	本社	車両数（両）	
西日本鉄道（株）	福岡県福岡市	20	佐賀市～福岡市間の都市間高速路線を運行。
西肥自動車（株）	長崎県佐世保市	32	主に伊万里市及び有田町を中心とする路線を運行。
J R九州バス（株）	福岡県福岡市	8	主に嬉野市及び武雄市を中心とする路線を運行。

2．県内乗合バス事業者の輸送実績等の推移

令和2年度は昭和自動車等によるバス路線の再編実施により、県内バス路線キロが減少した。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、旅行需要の減少や外出控え等、旅客流動に影響を生じており、令和2年度における県内乗合バス事業者の輸送実績は大きく低下した。

年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H30	R1	R2
事業者数（社）	3	3	5	7	6	6	4	4	4	4	4
車両数（両）	506	512	579	466	405	360	332	379	429	427	426
路線キロ（km）	1,610	1,536	2,742	1,945	1,891	1,612	2,004	2,427	1,926	1,928	1,761
総走行キロ（千km）	25,721	21,096	22,598	18,096	15,305	16,010	15,441	16,824	17,125	16,799	16,094



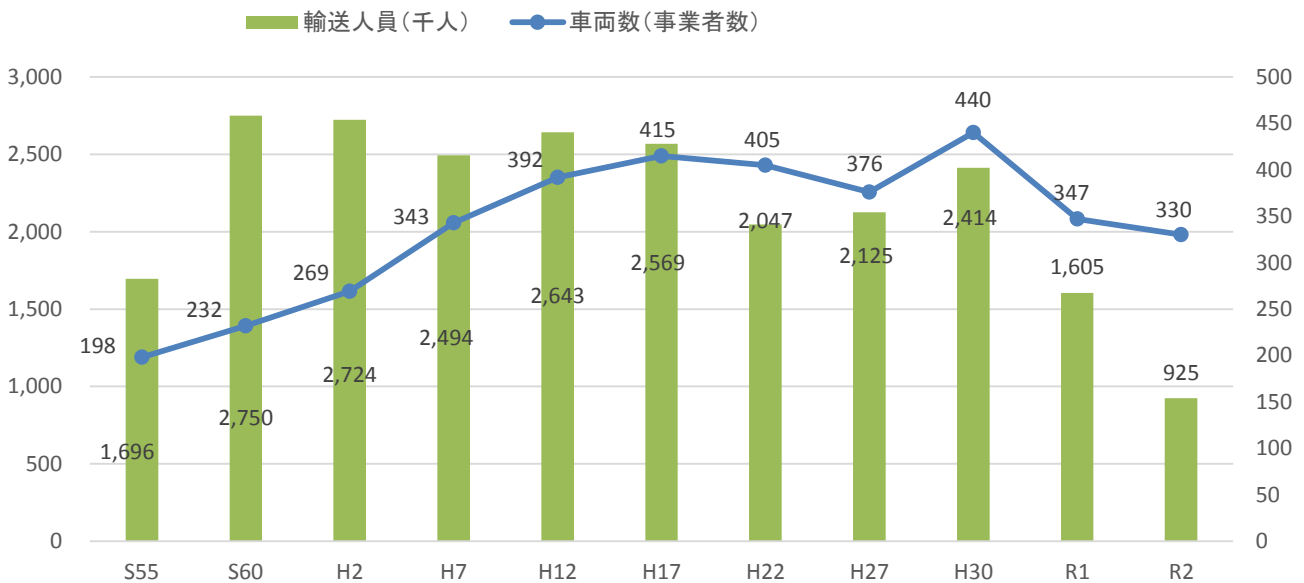
3.貸切バス輸送の概況

企画輸送

- 貸切バス事業は、主として観光を目的とする旅客の輸送に利用され、スクールバス、企業の従業員輸送、イベント会場と最寄りの駅間の旅客の送迎、訪日外国人対応など、利用者ニーズの多様化に応じ幅広い用途で利用されている。
- 平成24年4月に関越自動車道において多数の死傷者を出した高速ツアーバス事故を契機に、国土交通省では、貸切バスの安全規制強化を図ってきたが、平成28年1月に長野県の軽井沢において死傷者41名となったスキーツアーバス事故を契機に、再発防止策について徹底的に検討し、平成28年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめた。この対策に基づき、行政処分基準の厳格化、貸切バス事業許可の更新制度、民間指定機関が適正化事業を行うための負担金制度の創設等が順次実施されている。

1. 県内貸切バス事業者の輸送実績等の推移

年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H30	R1	R2
事業者数	4	10	15	15	19	27	28	28	26	24	25
車両数 (両)	198	232	269	343	392	415	405	376	440	347	330
輸送人員 (千人)	1,696	2,750	2,724	2,494	2,643	2,569	2,047	2,125	2,414	1,605	925
総走行キロ (千km)	9,131	13,731	18,182	19,152	19,166	18,287	15,074	12,269	14,152	8,785	3,193



4.タクシー輸送の概況

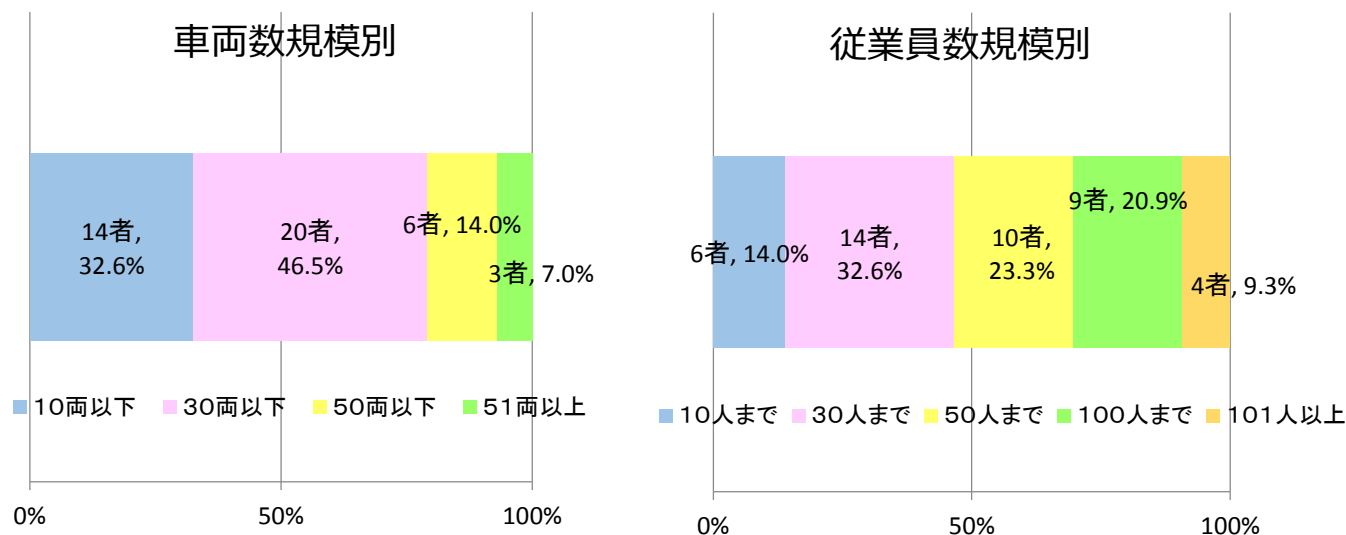
企画輸送

- バス、鉄道等の大量輸送機関を補完し、ドア・ツー・ドアの機動的・個別的公共交通機関として重要な役割を担うタクシー事業においても、労働力（運転者）の不足、高齢化が課題となっている。
- 佐賀県内では現在、「タクシー適正化・活性化特措法」により、佐賀市と唐津市が「準特定地域」に指定されており、協議会において活性化推進策の協議、実施、フォローアップを行っている。
- 運賃については、平成26年4月に消費税率改定にあわせ公定幅運賃が適用され、令和元年10月には消費税増税分を上乗せした運賃改定、令和2年2月には人手不足が深刻な運転者待遇改善を目的とした運賃改定（初乗り運賃を80円引き上げ730円とした）を行った。
- なお、佐賀県では、運転免許証を返納した乗客に対して割引を行う「運転者免許返納割制度」や、乳幼児連れの保護者や妊婦をサポートする「子育てタクシー」の運行など、独自の取組が展開されている。

1．県内タクシー事業者数・車両数の推移

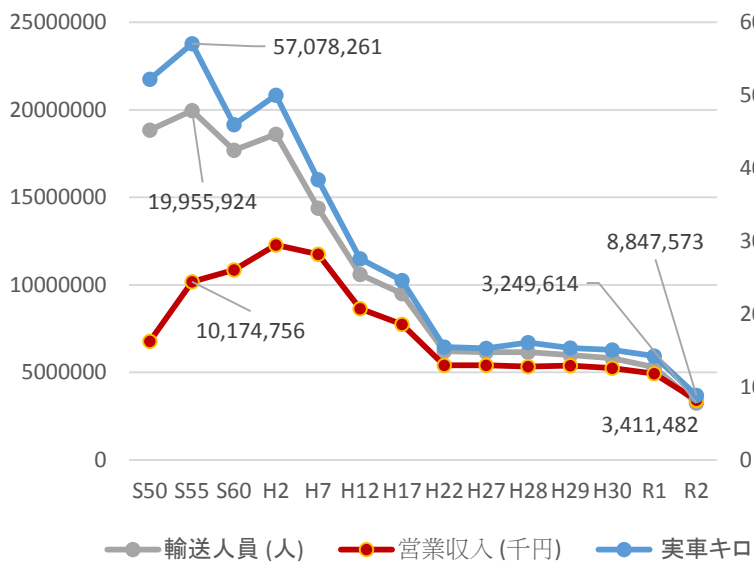
年度	H2		H7		H12		H17		H22		H27		H30		R1		R2	
法人タクシー事業者数/車両数	71	1,444	68	1,382	63	1,336	59	1,300	51	1,206	46	1,113	46	1,076	43	1,058	43	1,034
個人タクシー事業者数/車両数	68	68	68	68	67	67	70	70	61	61	54	54	47	47	47	47	46	46
福祉限定専業事業者数/車両数	0		0		0		10	22	23	64	31	75	35	71	36	73	37	69

2．規模別タクシー事業者数

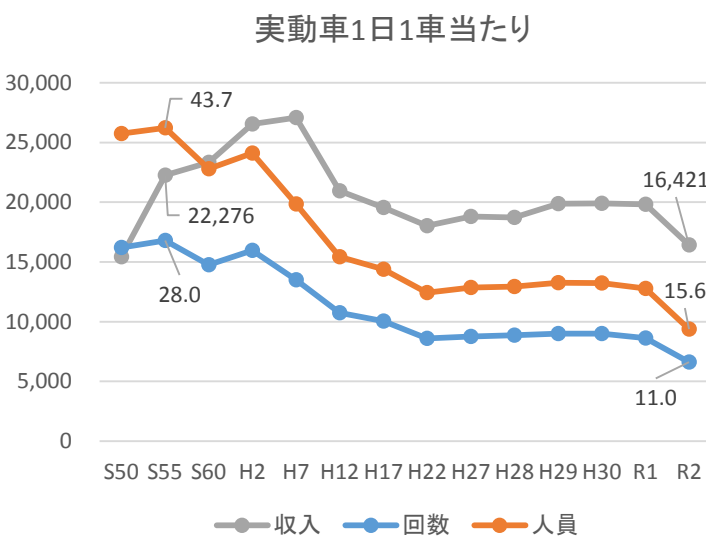


Ⅱ. 管内の概況

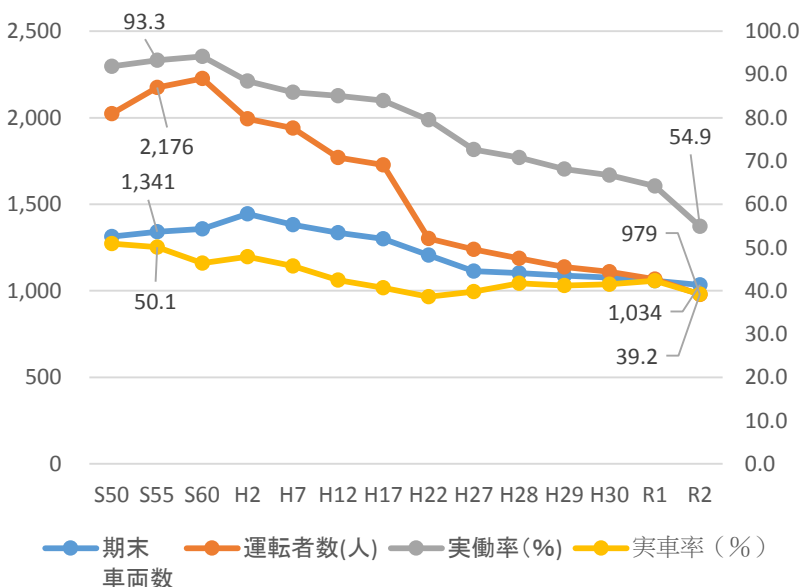
3. 県内法人タクシー事業者の輸送実績等の推移



年度	実車キ口	輸送人員 (人)	営業収入 (千円)
S50	52,174,549	18,835,154	6,777,979
S55	57,078,261	19,955,924	10,174,756
S60	45,958,861	17,681,335	10,859,642
H2	50,016,055	18,607,191	12,288,736
H7	38,413,742	14,384,020	11,757,417
H12	27,596,019	10,605,687	8,636,363
H17	24,616,845	9,499,912	7,751,812
H22	15,493,006	6,211,813	5,404,415
H27	15,286,573	6,158,860	5,404,500
H28	16,100,565	6,154,823	5,340,474
H29	15,359,815	5,985,812	5,387,414
H30	15,097,791	5,806,146	5,241,249
R1	14,256,932	5,300,778	4,930,990
R2	8,847,573	3,249,614	3,411,482



年度	回数	人員	収入
S50	27.0	42.9	15,432
S55	28.0	43.7	22,276
S60	24.6	38.0	23,326
H2	26.6	40.2	26,558
H7	22.5	33.1	27,089
H12	17.9	25.7	20,954
H17	16.7	24.0	19,551
H22	14.3	20.7	18,023
H27	14.6	21.4	18,809
H28	14.8	21.6	18,718
H29	15.0	22.1	19,891
H30	15.0	22.1	19,910
R1	14.4	21.3	19,812
R2	11.0	15.6	16,421

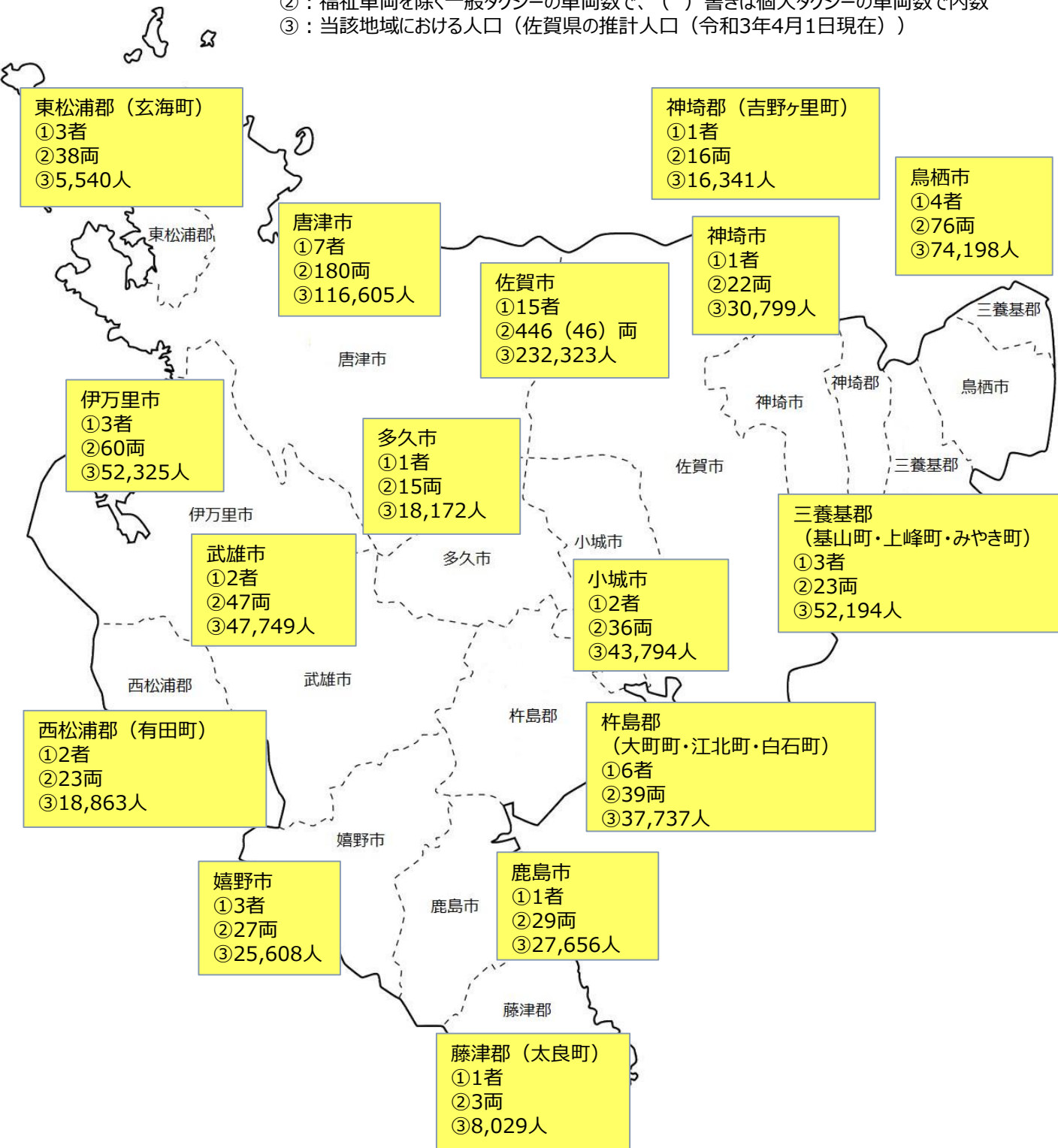


年度	期末車両数	運転者数	実働率	実車率
S50	1,313	2,024	91.9	50.9
S55	1,341	2,176	93.3	50.1
S60	1,358	2,226	94.2	46.4
H2	1,444	1,994	88.5	47.9
H7	1,382	1,941	85.9	45.7
H12	1,336	1,770	85.1	42.4
H17	1,300	1,728	84.0	40.7
H22	1,206	1,302	79.5	38.6
H27	1,113	1,240	72.7	39.8
H28	1,103	1,188	70.8	41.7
H29	1,088	1,138	68.1	41.2
H30	1,076	1,109	66.7	41.5
R1	1,058	1,067	64.2	42.3
R2	1,034	979	54.9	39.2

Ⅱ．管内の概況

4．佐賀県営業区域別タクシー事業者・車両数（令和3年3月31日現在）

- ①：当該地域に営業所を置く一般タクシーの事業者数
②：福祉車両を除く一般タクシーの車両数で、（ ）書きは個人タクシーの車両数で内数
③：当該地域における人口（佐賀県の推計人口（令和3年4月1日現在））



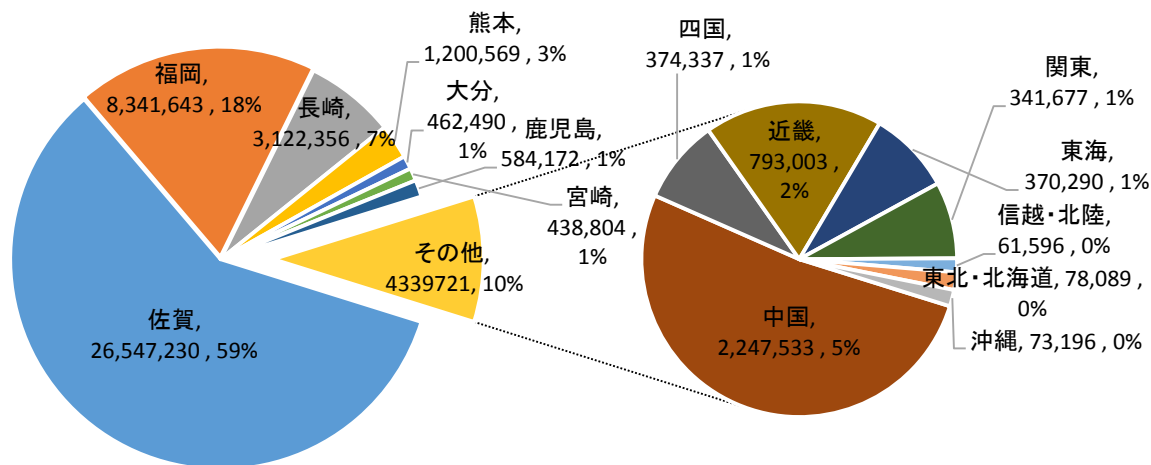
5. 貨物輸送の概況

企画輸送

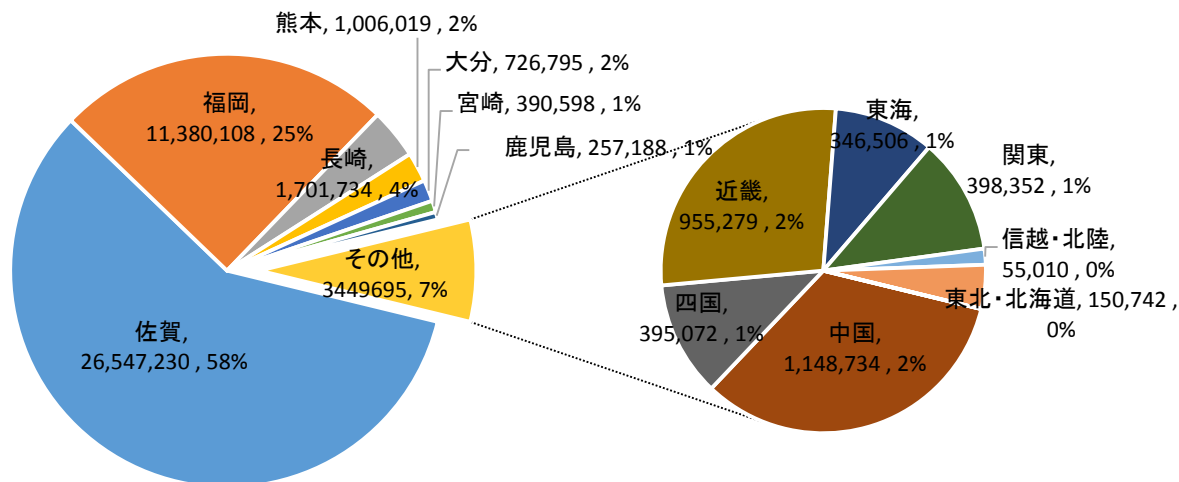
- 令和元年度の管内貨物輸送量は、佐賀県発が対前年度比21%増加（平成31年度 37,242,348トン）し、佐賀県着は対前年度比19%増加（平成31年度 38,350,574トン）した。

1. 貨物流動状況（令和元年度）

佐賀「発貨物」輸送量 45,036,985トン



佐賀「着貨物」輸送量 45,459,367トン



6. 貨物事業の概況

企画輸送

- 佐賀県内におけるトラック事業者数及び車両数は、一般貨物622社11,493両（うち特別積合事業者22、運行車106両）、特定貨物0社、軽貨物847社1,502両、一般貨物（霊柩）32社116両、軽霊柩6社16両である。事業者数及び車両数の推移は下表のとおり。
- 近年、日本経済は緩やかな回復基調にあるものの、県内トラック事業者の経営状況は依然として厳しい状況にあり、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金であることから、運転者の不足や高齢化、ひいては過労運転や重大事故の要因となっている。
- こうした状況の改善を図るため、平成27年度より運送事業者・学識経験者・荷主を含めた関係者で構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が中央及び各都道府県に設置され、佐賀県においてはこれまで12回開催している。また、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が設けられること等から、運転者の労働条件を改善し持続的に事業を行っていくための参考となる運賃として「標準的な運賃の告示制度」が設けられ、令和2年4月24日に告示された。

1．貨物自動車運送事業者数の推移

年度	S55	S60	H2	H12	H15	H22	H28	H29	H30	R1	R2
一般	235	240	307	450	497	576	608	606	606	612	622
特別積合	10	16	18	19	17	20	22	22	22	22	22
特定	22	21	15	11	9	3	1	1	1	1	0
霊柩	22	24	27	39	40	41	34	33	30	32	32
軽貨物	109	259	511	896	891	860	828	833	827	818	847
軽霊柩	26	25	27	29	20	16	11	11	13	9	6

※一般貨物事業者には特積事業者を含んでいる

2．貨物自動車運送事業の車両数の推移

年度	S55	S60	H2	H12	H15	H22	H28	H29	H30	R1	R2
一般	3,521 (396)	4,221 (611)	5,810 (835)	9,023 (261)	9,488 (230)	10,444 (97)	10,934 (125)	11,017 (125)	11,168 (106)	11,390 (106)	11,493 (106)
特定	156	165	122	80	53	12	8	8	8	8	0
霊柩	37	41	46	88	95	111	115	118	124	117	116
軽貨物	191 <26>	482 <25>	842 <27>	1,235 <30>	1,228 <24>	1,375 <27>	1,359 <19>	1,411 <20>	1,466 <20>	1,541 <18>	1502 <16>

※一般貨物車両数の（）は特積事業者の運行車で内数である
軽貨物車両数の<>は軽霊柩車両で内数である

3．規模別事業者数（一般・特定）

（総計472社 ※佐賀県内に主たる事務所を有する事業者）

車両数規模別

令和3年3月31日現在

	5両まで	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	200両まで
事業者数	162	99	148	35	21	7
構成比	34.3%	21.0%	31.4%	7.4%	4.4%	1.5%

従業員数規模別

	10人まで	20人まで	50人まで	100人まで	300人まで	1000人まで
事業者数	285	74	77	18	16	2
構成比	60.4%	15.7%	16.3%	3.8%	3.4%	0.4%

資本金規模別

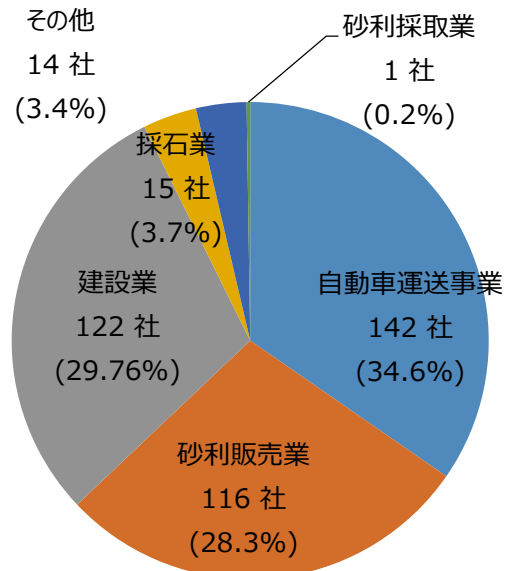
	個人	300万まで	500万まで	1000万まで	5000万まで	1億まで	1億超
事業者数	51	148	52	110	100	7	4
構成比	10.8%	31.4%	11.0%	23.3%	21.2%	1.5%	0.8%

7.大型貨物自動車（ダンプカー）の概況

企画輸送

- 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務づけられている。佐賀県内の業者別使用者数及び車両数は下表のとおり。

表示	業 種	事業者数	車両数
営	自動車運送事業	142 社	770 両
販	砂利販売業	116 社	177 両
建	建設業	122 社	181 両
石	採石業	15 社	47 両
他	その他	14 社	28 両
砂	砂利採取業	1 社	1 両
砕	砕石業	0 社	0 両
		410 社	1,204 両

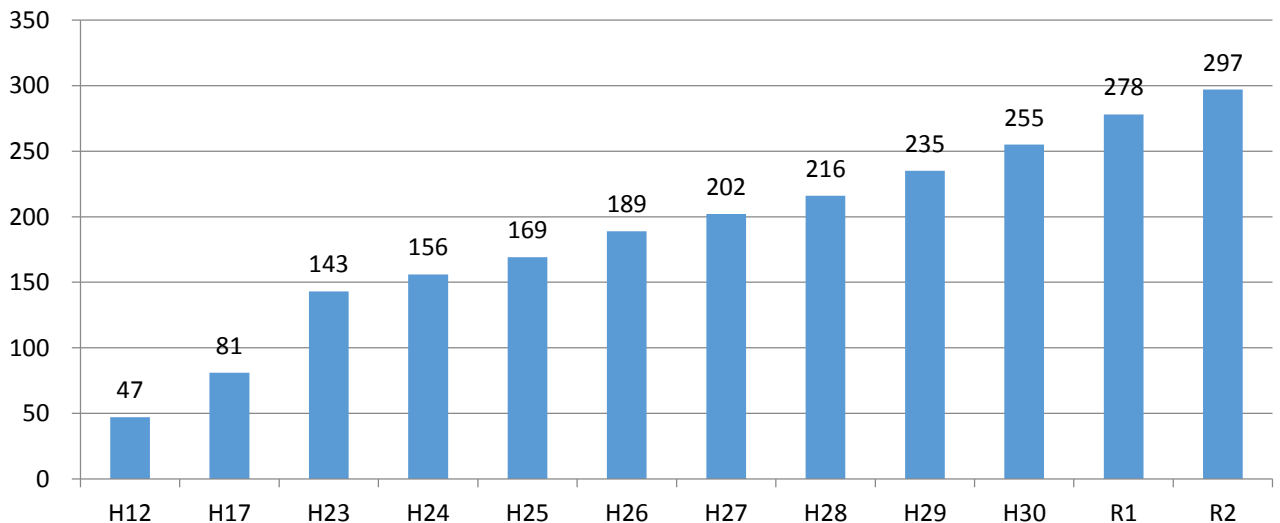


8.レンタカーの概況

企画輸送

- レンタカーは、自家用自動車の代替輸送手段として、必要なときに必要なだけ利用できる利便性と経済性を有し、公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着しており、旅行、ビジネス、福祉など不特定多数の人々に様々な用途で使用されている。
- 用途の拡大、新規参入事業者の増加、都市圏におけるカーシェアリングサービスの事業拡大や、車検整備や事故車修理代車としての使用等がレンタカー需要の伸長要因と見られ、佐賀県内においても事業者数が増加し続けている。
- 今後ますます多様化するニーズに対応した車両の提供や大量交通機関との連携、乗り捨てサービスネットワークの採用等を積極的に行い、環境保全や交通渋滞緩和にもつながる歓迎されるサービスを展開していく必要がある。

1. レンタカー事業者数の推移



1. 自動車運送事業の監査の概況

監査

- 国土交通省は、自動車運送事業者の事故防止に資する各種ルールを定め、法令違反の是正及び悪質事業者の排除を目的とした監査を実施している。これまで、平成29年6月に策定された「事業用自動車安全プラン2020」の重点施策のほか、道路交通法の改正や健康起因事故の増加傾向等を踏まえ行政処分基準の強化を図ってきた。
- 令和3年3月に策定された「事業用自動車総合安全プラン2025」で掲げられている実効的な監査を実現するため、適正化事業実施機関とも連携し、監査業務の対象を、輸送の安全確保に支障をきたす重大な法令違反の疑いがある事業者、重大事故惹起事業者、警察・労基からの通報事業者、監視対象貸切バス事業者、内部告発等の問題事業者といった、社会的に監査実施の要請が高い事業者に重点化している。

1. 監査実施件数等の推移

【表1】九州運輸局管内の監査実施件数の推移

(単位：件)

業態	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
バス	48	41	35	19	10
タクシー	40	62	65	44	16
トラック	110	132	137	105	74
計	198	235	237	168	100

【表2】佐賀運輸支局管内の監査実施件数の推移

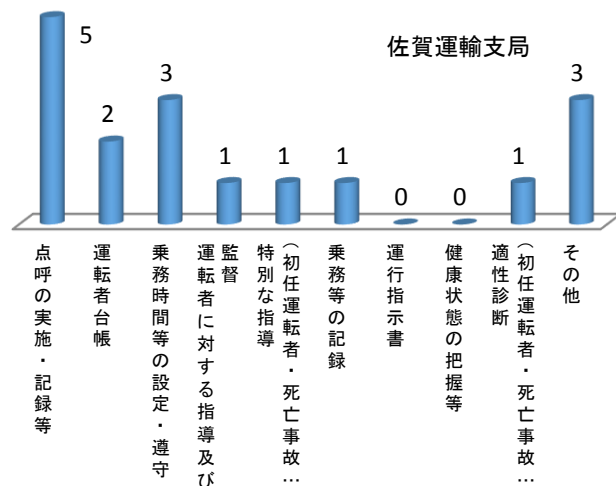
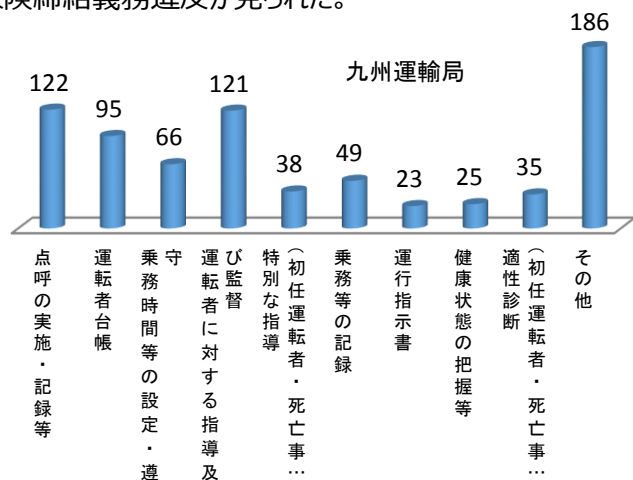
(単位：件)

業態	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
バス	11 (7)	5 (2)	5 (6)	3 (2)	1 (1)
タクシー	10 (7)	11 (11)	6 (3)	7 (6)	1 (2)
トラック	6 (6)	11 (11)	10 (12)	2 (4)	5 (3)
計	27 (20)	27 (24)	21 (21)	12 (12)	7 (6)

【表2】中の括弧外の数値は監査実施件数を、括弧内の数値は行政処分等を行った件数を表す。
※行政処分等とは、輸送施設の使用停止以上の行政処分、文書警告及び文書勧告をいう。

2. 違反項目別行政処分件数（令和2年度）

令和2年度の行政処分を違反項目別に見ると、九州運輸局全体においては、点呼の実施・記録等の不備及び運転者に対する指導及び監督に関する処分が突出している。佐賀運輸支局においては、点呼の実施・記録等の不備、乗務時間等の設定・遵守違反の比率が高い傾向にあった。その他としては、自動車事故報告書の未報告違反や、損害賠償責任保険締結義務違反が見られた。



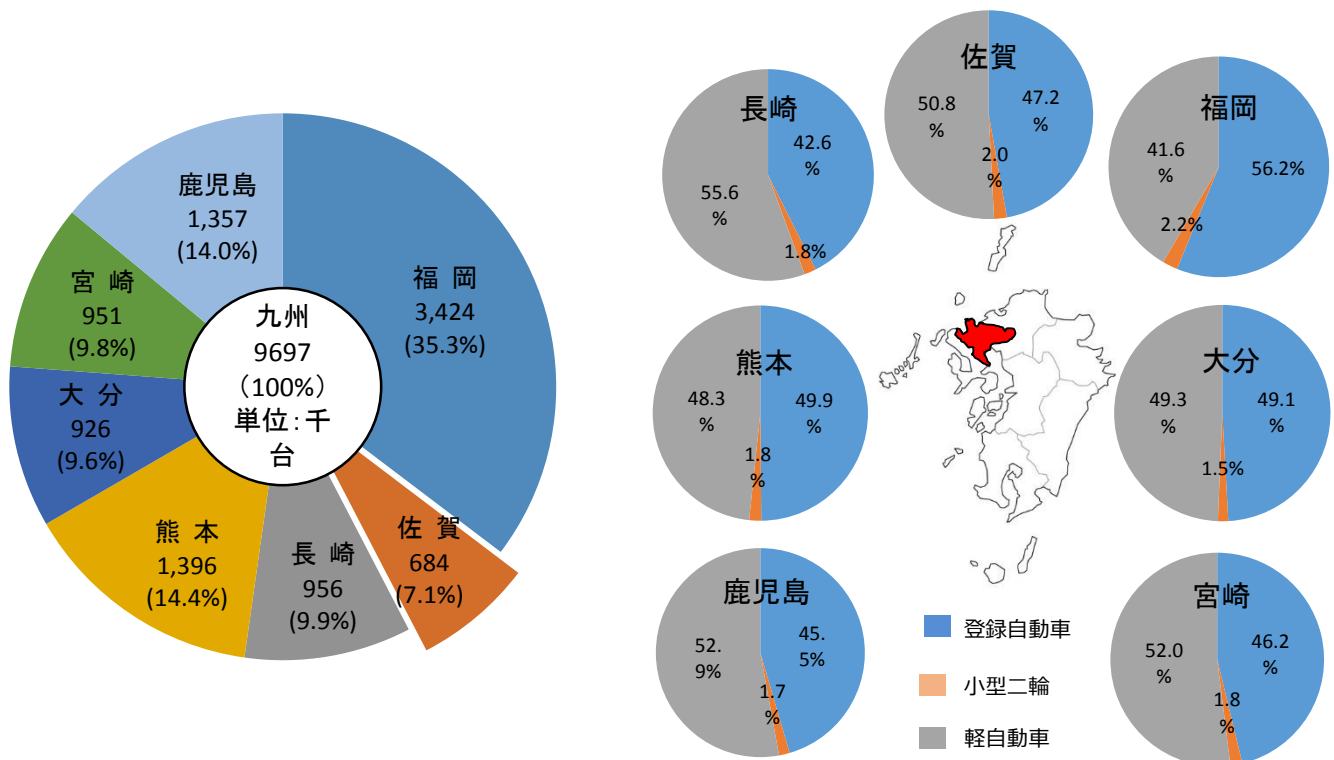
1.自動車登録の概況

登録

- **〈登録の目的〉** 自動車の登録制度は、「所有権の公証」により第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（自動車の使用実態の把握・盗難防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策さらに安全性の確保など）をもつ「行政登録」からなる。
- **〈登録業務〉** 当初は紙原簿方式だったが、昭和45年に電子情報処理システムが導入されて以降、激増する自動車登録・検査業務が円滑に処理できるよう、数回のシステム更改によりファイル容量の拡大及び処理時間の短縮が図られ、平成29年1月より現行の新システムで稼働中である。
- **〈ナンバープレートについて〉** 平成11年5月より分類番号の3桁化と併せ、ユーザーが希望するナンバーを取得することができる希望ナンバー制が導入された。また、オリンピック・パラリンピックの開催を記念した特別仕様ナンバープレートが、平成29年10月から令和3年11月までの期間限定で交付された。今後は、令和4年4月頃から令和9年3月までの期間限定で「新たな全国版図柄入りナンバープレート」の交付が予定されている。
- **〈ワンストップサービス(OSS)申請〉** 政府による「e-japan」重点計画に基づき、ユーザーの利便性の向上及び業務の効率化を図るため、申請者が自宅に居ながらにしてインターネットにより自動車の登録ができるOSS申請が、平成17年12月から一部地域で型式指定の新車新規を対象に稼働開始。当支局は平成30年1月から運用中である。さらに令和4年1月より、引越しに伴う自動車の変更登録をOSS申請で行う場合に、ナンバープレートの交換を次の車検時まで猶予する特例の運用が開始され、申請者の負担軽減を図っている。
- **〈自動車検査証の電子化〉** デジタル・ガバメントの実現に向けた取り組みの一つとして、令和5年1月より車検証の電子化(A6サイズの厚紙にICタグを貼り付ける方式)が予定されている。
- **〈佐賀県の特徴〉** 自家用乗用車（登録自動車と軽自動車）の一世帯当たりの保有台数は、全国の平均1.03台、九州の平均1.17台に対し、佐賀県は平均1.50台で全国12位、九州では最も高い数値を示している。（一般財団法人自動車検査登録情報協会資料：令和3年3月末現在）

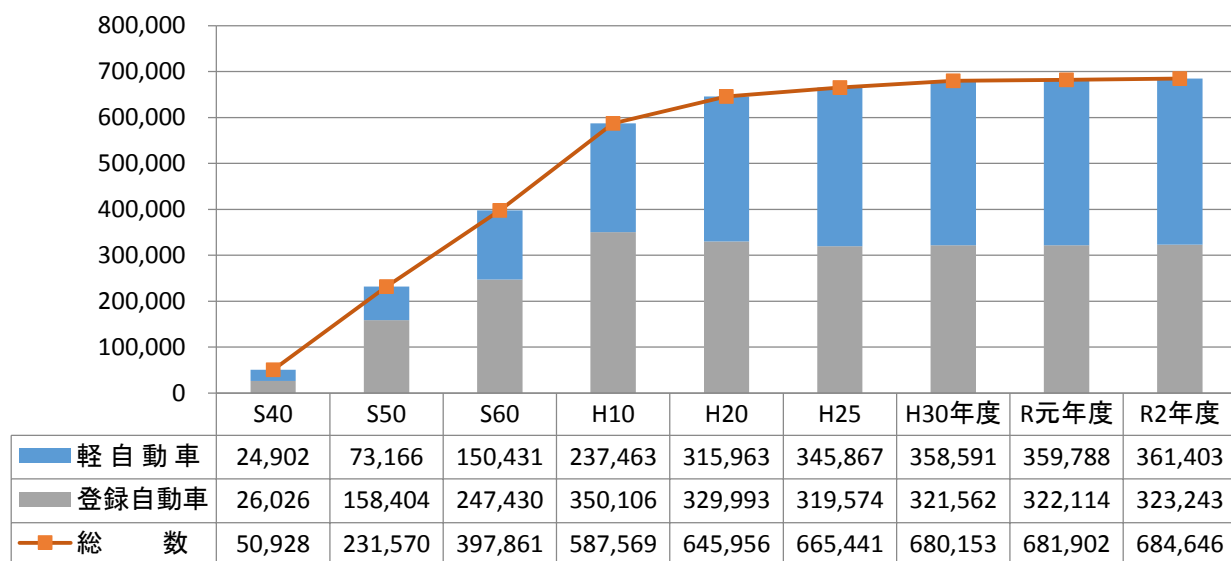
1.九州運輸局管内保有車両数（令和3年3月31日現在）

車種別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	合計
登録自動車	1,924,160	323,243	407,453	696,127	455,037	439,528	617,256	4,862,804
小型二輪	76,692	13,552	17,252	25,140	14,319	17,212	22,462	186,629
軽自動車	1,423,875	347,851	532,183	674,779	457,184	494,356	717,642	4,647,870
合計	3,424,727	684,646	956,888	1,396,046	926,540	951,096	1,357,360	9,697,303



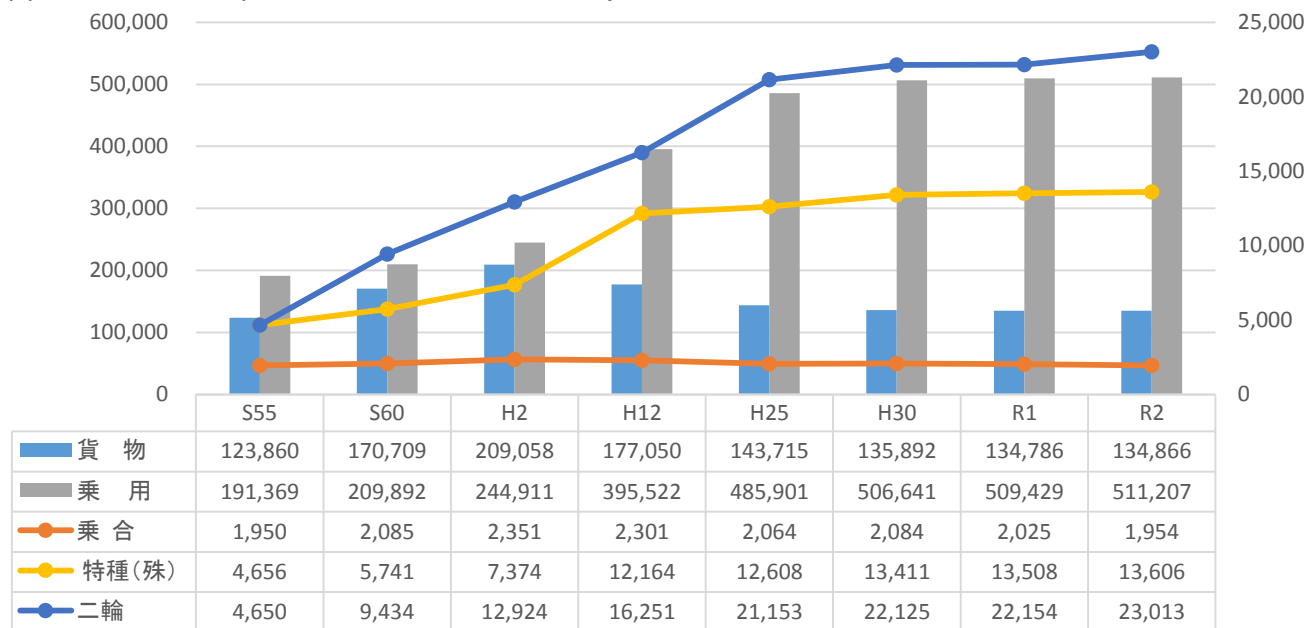
Ⅱ．管内の概況

2．管内保有車両数の推移（各年度末現在）



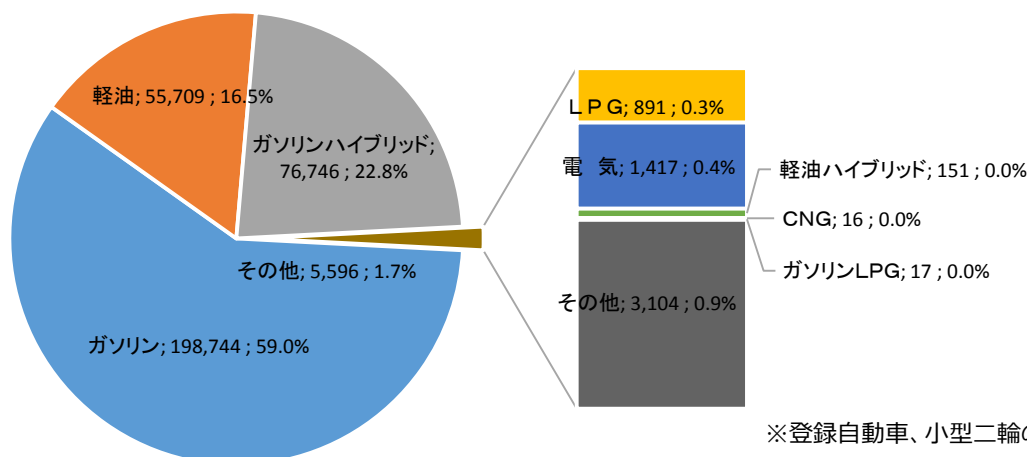
※軽自動車には自動二輪を含む

3．管内用途別自動車数の推移（各年度末現在）



※登録自動車、二輪、軽自動車の合計数

4．管内燃料別保有車両数（令和3年3月31日現在）



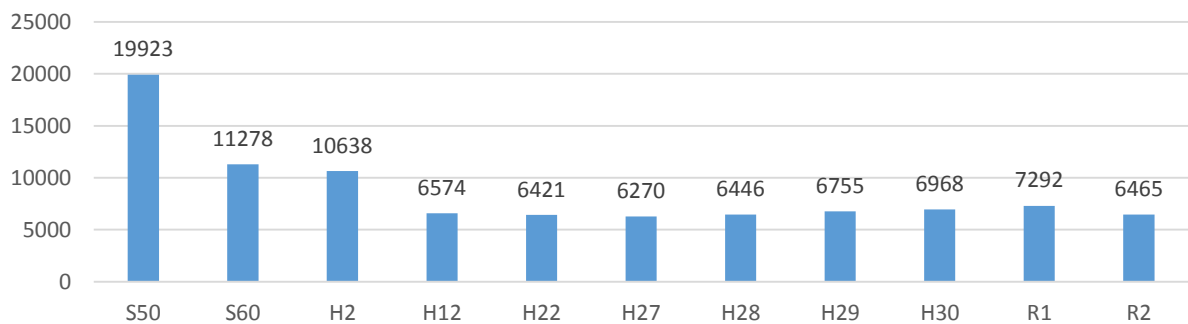
※登録自動車、小型二輪の合計数

5．臨時運行許可

臨時運行許可行政庁

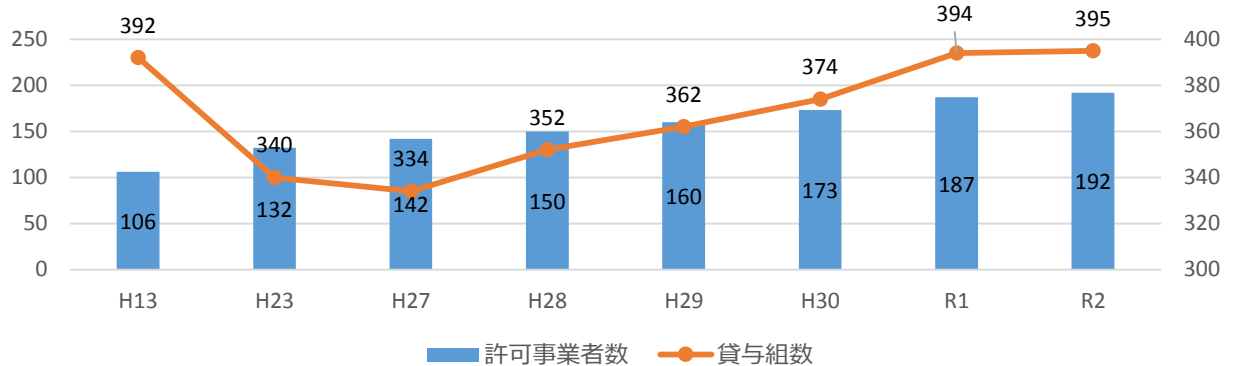
行政庁名	担当課	電話番号	行政庁名	担 当 課	電 話 番 号
佐賀市	市民生活課	0952-40-7068	多久市	市民生活課	0952-75-6116
唐津市	市民課	0955-72-9120	嬉野市 (塩田庁舎)	市民課	0954-66-9118
唐津市 (相知支所)	総務福祉課	0955-53-7123	嬉野市 (嬉野庁舎)	市民課	0954-42-3304
伊万里市	市民課	0955-23-2143	有田町	税務課	0955-46-2736
武雄市	市民課	0954-23-9225	小城市	税務課	0952-37-6103
鹿島市	市民課	0954-63-2117	神埼市	市民課	0952-37-0116
鳥栖市	市民課	0942-85-3580			

臨時運行許可件数の推移（各年度末現在）



6．回送運行許可

許可事業者・貸与数 推移（各年度末現在）



貸与組数別許可事業者数（令和3年3月末現在）

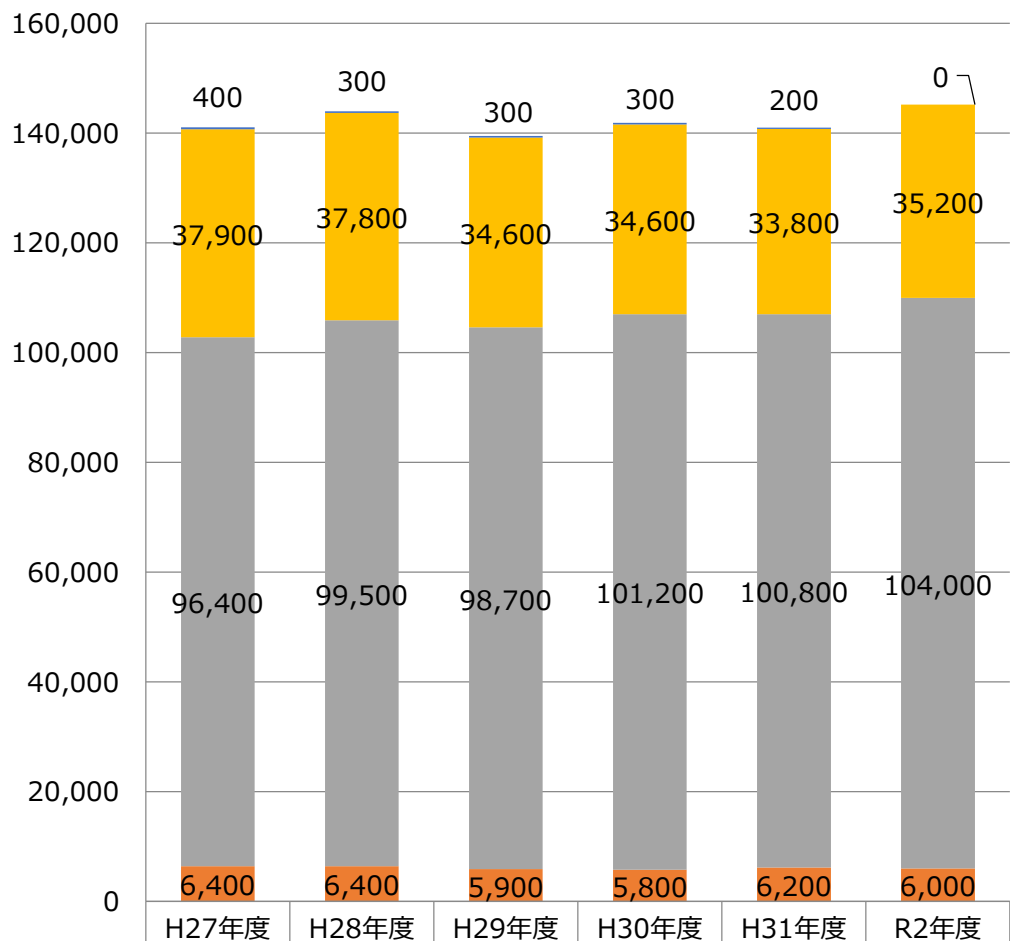
貸与組数	1組	～3組	～5組	～10組	～20組	21組以上
事業者数	139	31	6	8	8	0

1.自動車検査制度及び点検整備制度の概況

整備・保安・検査

- 自動車の検査制度は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものである。自動車の使用者は点検整備制度に基づき、自動車の日常点検及び定期点検を行うことにより車両を保守管理することが義務付けられている。
- 佐賀県内の自動車の検査対象車両数は、令和3年3月末において67万台である。その内、軽自動車は34万台を占めており、その検査の手続き業務については軽自動車検査協会において行われている。佐賀運輸支局においては、軽自動車を除く検査対象車両33万台について検査の手続き業務を行っており、新規検査等（構造変更、予備検査を含む）については年間6,000台、継続検査については13万9,200台であり、前年度に比べて新規検査等は減少し、継続検査は増加している。

1. 検査種別の検査車両数の推移



■ 出張検査 (R2年度より廃止)	400	300	300	300	200	0
■ 継続検査 (認証+ユーザー車検)	37,900	37,800	34,600	34,600	33,800	35,200
■ 継続検査 (適合証+OSS※)	96,400	99,500	98,700	101,200	100,800	104,000
■ 新規検査等 (構変、予備を含む)	6,400	6,400	5,900	5,800	6,200	6,000

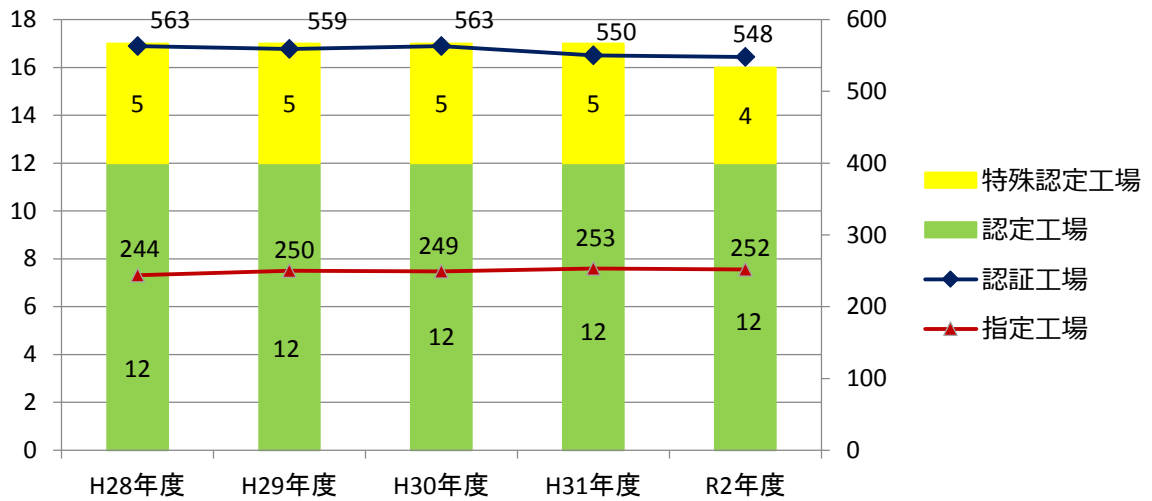
※検査件数は、100件単位で計上しており実際の件数と異なる（50件未満は切り捨て）。
 ※H30.1より開始した継続検査（OSS）の件数を、令和3年版より計上した。
 上記計上方法により、H30、H31年度の記載数値に変動がある（H29年度は変動無し）。

2.自動車整備事業の概況

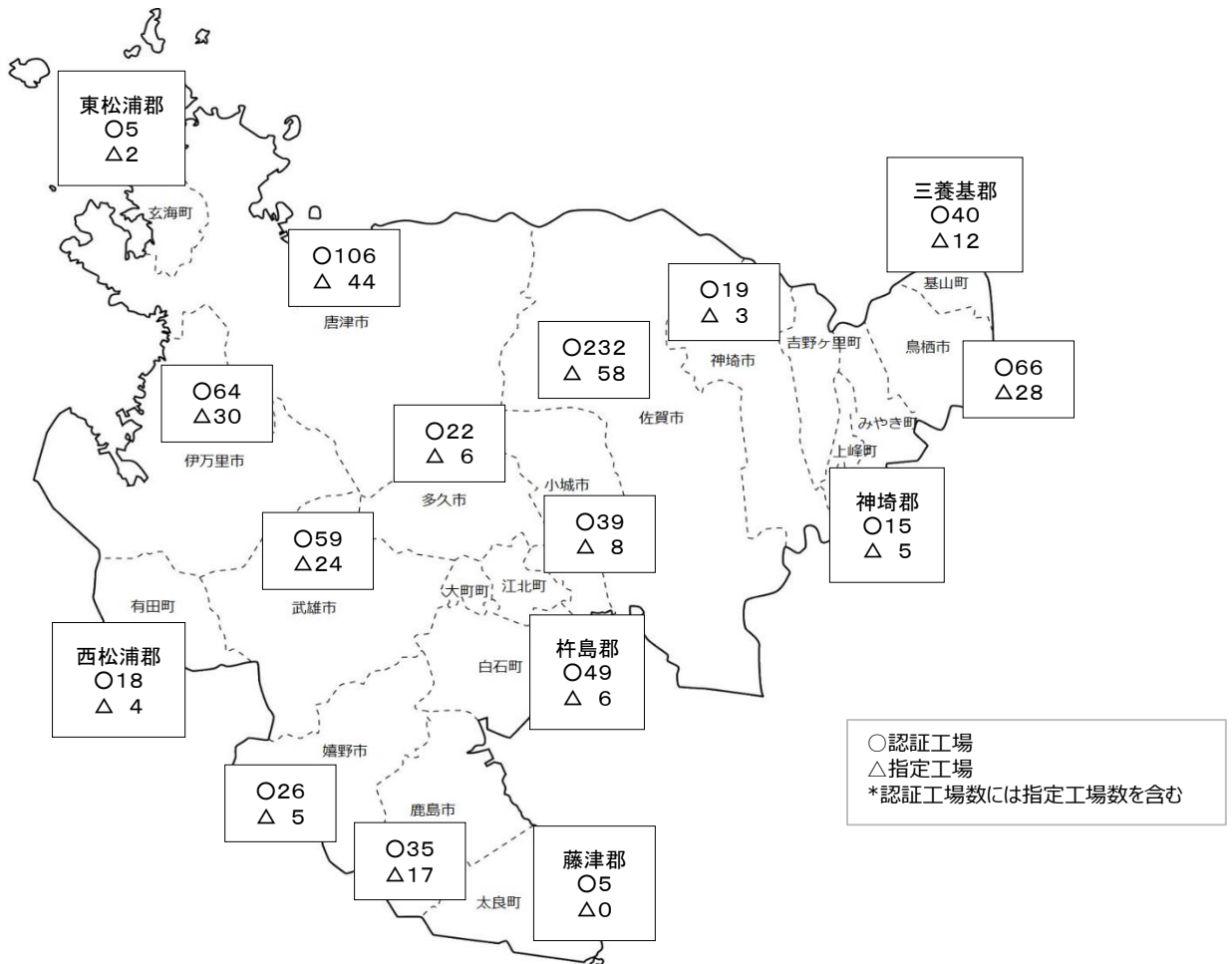
整備・保安・検査

- 佐賀県内の自動車分解整備事業場（認証工場）は、令和3年3月末現在、800工場で、前年よりも3工場減少している。さらに、指定工場は252工場で、前年よりも1工場減少している。
- 近年、自動車はITの発達により電子制御による新技術の利用が広まり、自動車整備士の技術力の向上が求められているため、整備主任者研修・自動車検査員研修等を毎年実施し、技術の向上を図っている。

1. 自動車整備事業場の推移



2. 市郡別認証工場数及び指定工場数

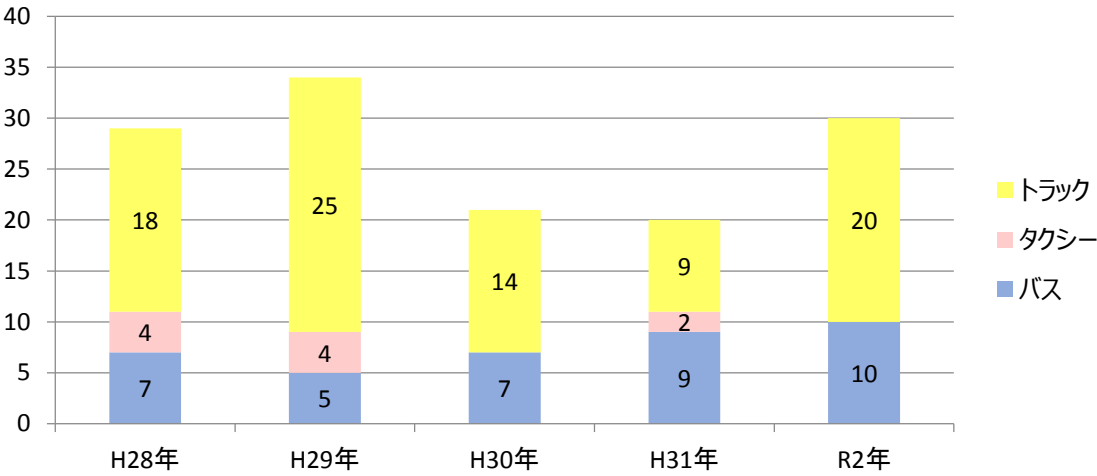


3.自動車の事故・公害関係の概況

整備・保安・検査

- 国土交通省は「事業用自動車総合安全プラン2025」をとりまとめ、令和7年までに①死者数225人以下、②重傷者数2,120人以下、③人身事故件数16,500件以下、④飲酒運転ゼロを目標に、事業用自動車の交通事故防止に取り組んでいる。
- 佐賀県における令和2年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数30件、死者数9人、負傷者数30人であり、発生件数及び死者数は昨年より増加している。
- 自動車の排出ガスによる大気汚染が大きな社会問題となり、その改善を図るために新車及び使用過程車について、道路運送車両の保安基準が逐次改正される等規制が強化されている。
- 自動車にかかる騒音規制は、定常走行騒音・加速走行騒音・使用過程にある自動車を測定しやすい近接排気騒音の3種類による規制が実施され、騒音についても逐次改正され規制強化が図られている。自動車を良好な状態に維持するには定期的な点検・整備を実施することが必要であり、その醸成を図るため各種運動等を実施し啓発を図っている。

1. 業態別事業用自動車重大事故件数の推移



2. 事故区分別 業態別 重大事故件数の推移

バス

区分	車両故障	車内	衝突	計
H30	5	1	1	7
H31	5	4		9
R2	4	4	2	10

タクシー

区分	衝突	死傷	健康起因	計
H30	0	0	0	0
H31	0	1	1	2
R2	0	0	0	0

トラック

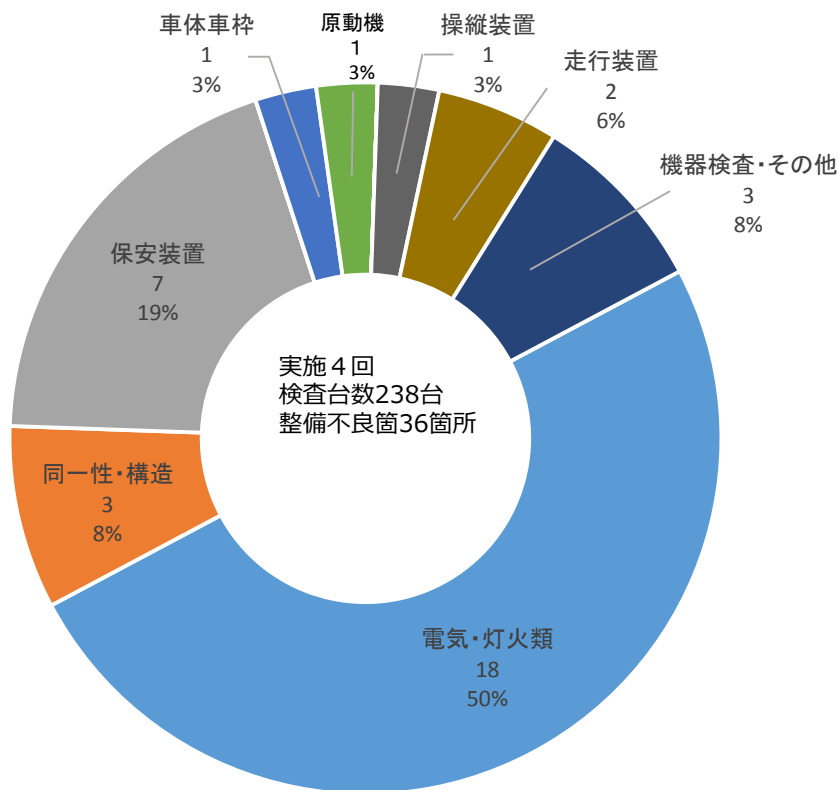
区分	衝突	死傷	車両故障	火災	転覆	転落	交通障害	その他	計
H30	3	7		1	2		1		14
H31	1		2	1	1		3	1	9
R2	10	2	1	2	1		3	1	20

4. 街頭検査の実施状況

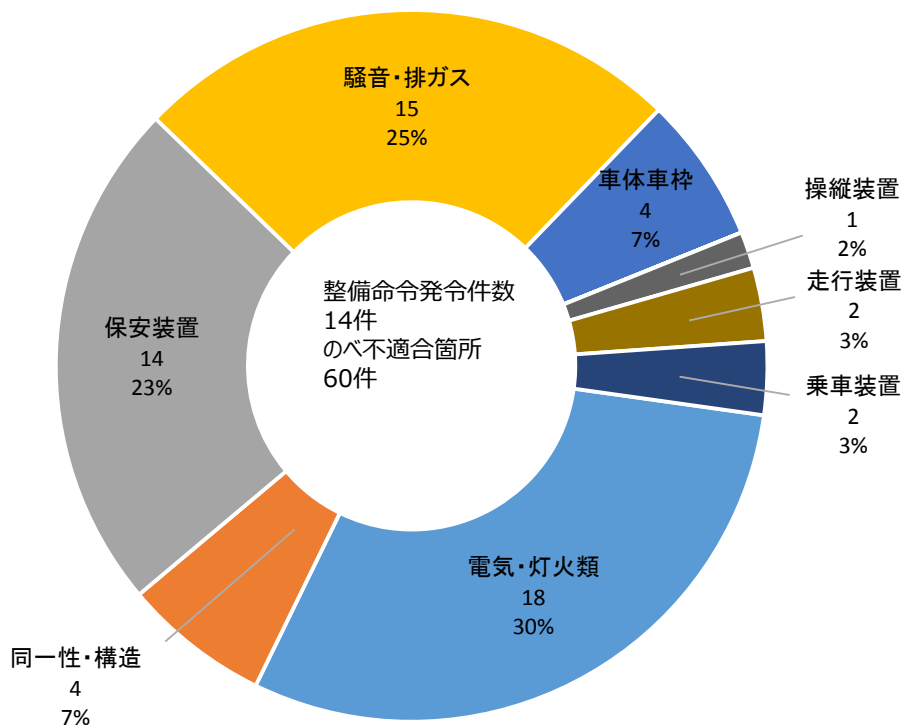
整備・保安・検査

- 県警との連携のもと、不正改造車・整備不良車の取締りや街頭検査を積極的に実施。
- また、関係機関と連携し無車検・無保険対策として「可搬式ナンバー自動読取装置」を用いた街頭検査や不正軽油使用摘発の街頭検査も実施している。

1. 装置別整備不良件数（令和2年度 一般街頭検査）



2. 整備命令の発令状況（令和2年度）

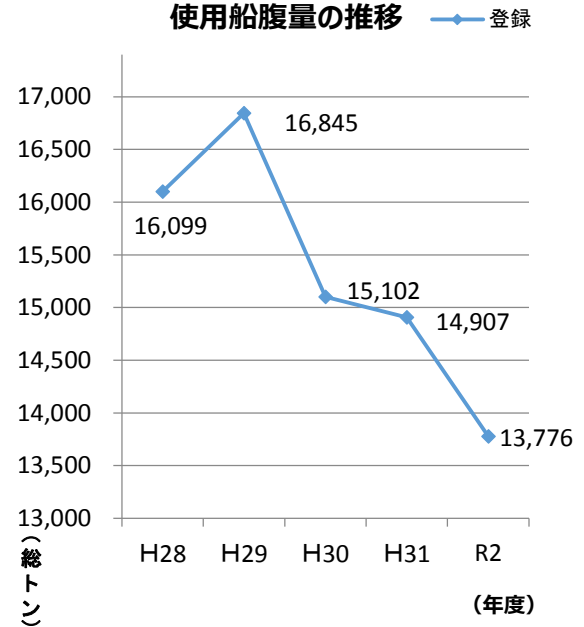
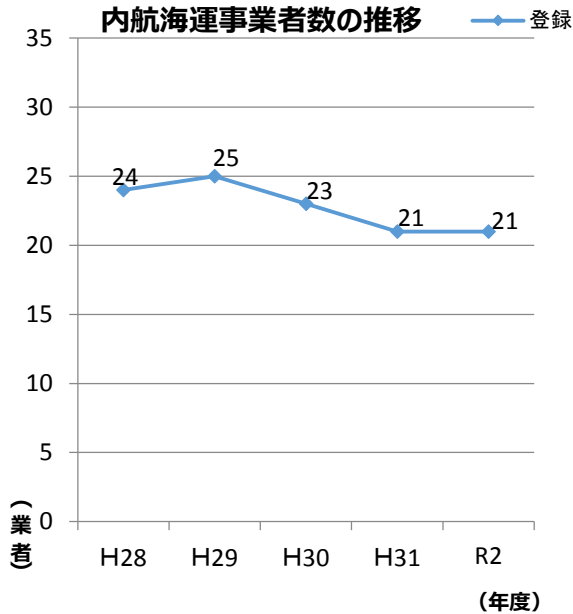


1. 運航関係事業の概況

海事

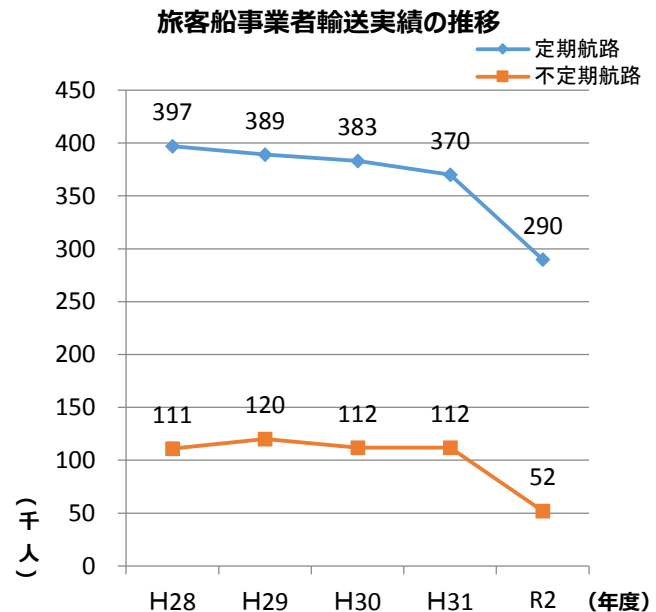
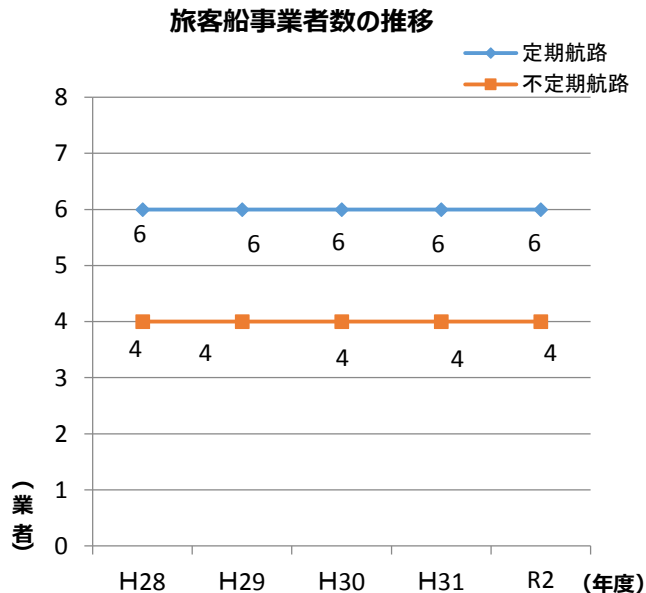
1. 内航海運関係

- 内航海運は、経済性が高く環境保全の面でも優れており、国内物流の約4割（トンキロベース）、特に産業基礎物資の約8割の輸送を担う基幹的な輸送機関である。管内の登録事業者数は21業者となっている。（下表参照）



2. 旅客船事業関係

- 管内の旅客船事業者数は、一般旅客定期航路事業 6者6航路、旅客不定期航路事業 4者4航路となっている。（下表参照）なお、一般旅客定期航路事業者のうち、4航路が国庫補助航路、2航路が県単補助航路として指定を受け、離島地域住民の生活航路として、また、公共交通機関として重要な役割を果たしている。
- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、輸送人員は前年と比較して定期航路約22%、不定期航路にあっては54%減少した。



2. 港湾運送事業の概況

海事

1. 港湾運送事業の概況

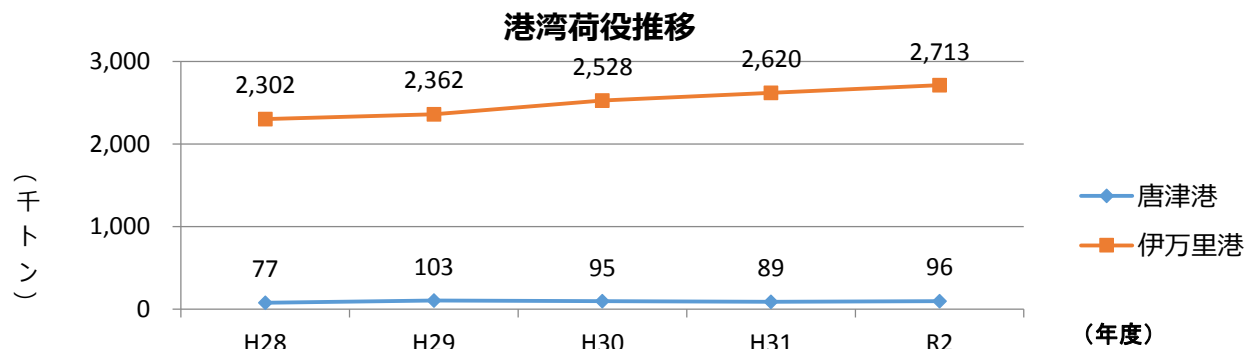
- ▶ 港湾運送事業は、指定港湾における船積み貨物の積み卸し、はしけ及びいかだによる運送、上屋その他の荷さばき場への搬出及び一時保管を行う事業であり、管内では唐津港及び伊万里港が指定されている。2 港における港湾運送事業者は下表のとおりとなっている。

(令和 3 年3月末現在)

区分 港 名	業 種			
	一般港湾運送 (限定)	港 湾 荷 役		
		一 貫	船 内	沿 岸
唐津港	1	—	2	2
伊万里港	1	2	—	—

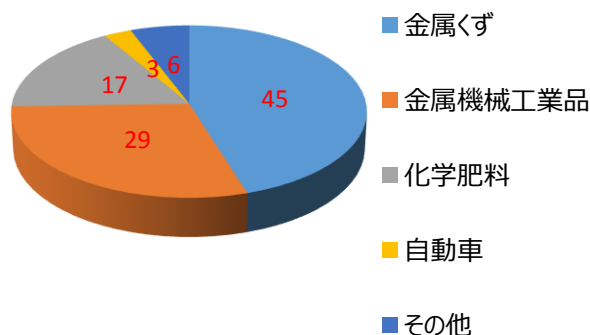
2. 港湾荷役実績

- 唐津港における令和 2 年度の港湾荷役実績は対前年度比 8.0 % 増の 9.6 万トンで、主要取扱貨物は金属くず、金属機械工業品、化学肥料、自動車等となっている。(下表参照)
- 伊万里港における令和 2 年度の港湾荷役実績は対前年度比 3.5 % 増の 271.3 万トンで、主要取扱貨物はコンテナ、鉄鋼、林産品、石炭、金属くず等となっており、全取扱量の約 83% をコンテナ（主に中国、韓国）が占めている。(下表参照)



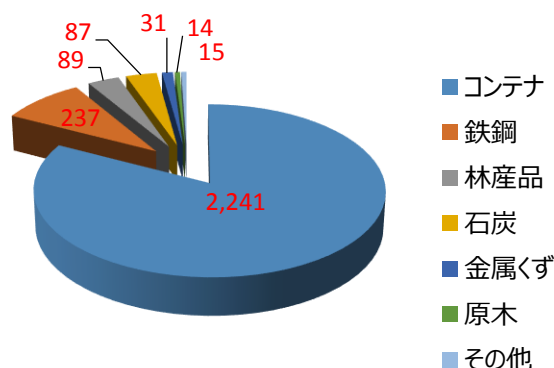
令和2年度 唐津港荷役実績内訳

(千トン)



令和 2 年度 伊万里港荷役実績内訳

(千トン)

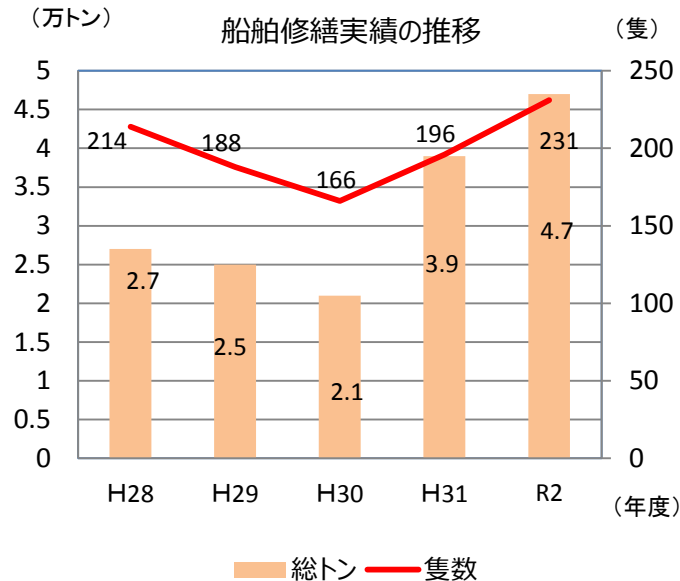
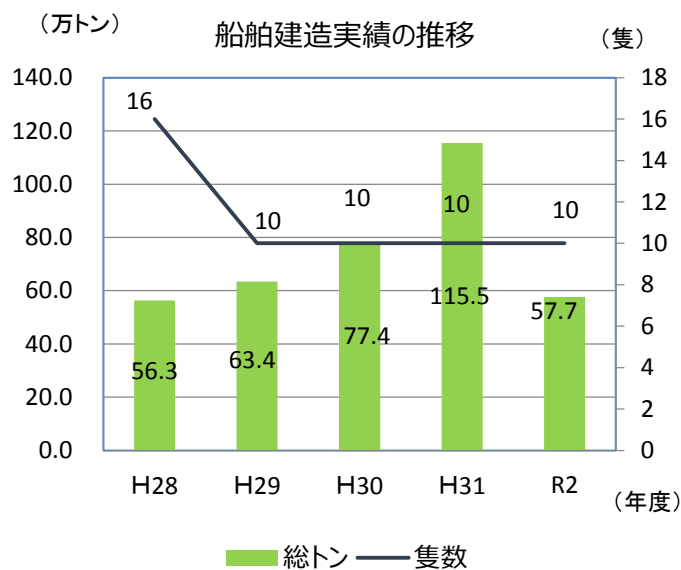


3. 海事産業関連事業の概況

海事

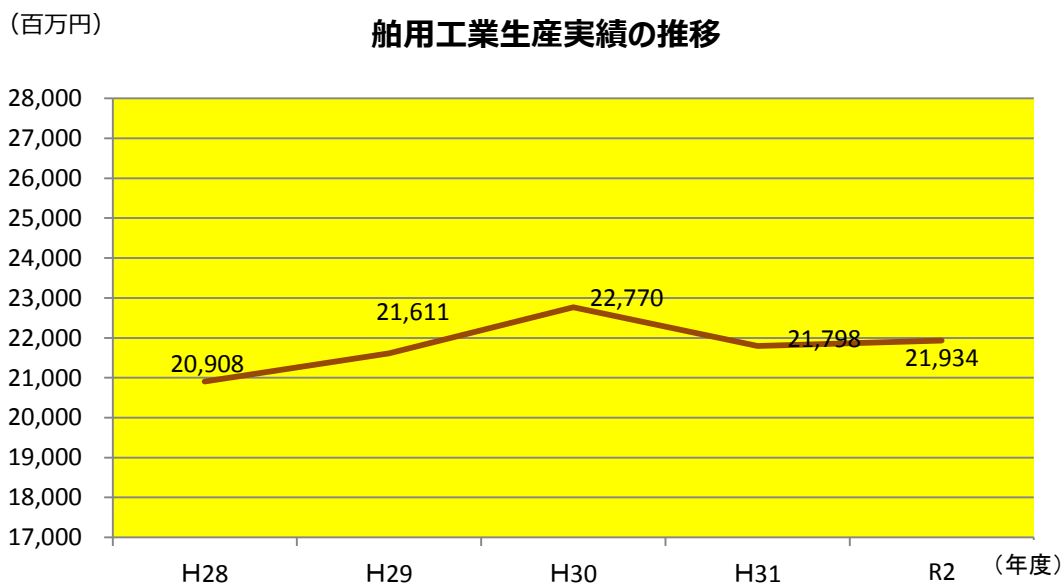
1. 造船事業の概況

- 管内における造船事業者数は、許可造船所2者、登録造船所1者、届出造船所5者となっており、兼業を除いた実事業者数は8者。
- 管内造船所の令和2年度における建造量は10隻で57.7万総トン、修繕量は231隻で4.7万総トンとなっている。



2. 船用工業の概況

- 管内の令和3年3月末現在における船用工業事業者数は、15者となっているが、ほとんどが中小・零細企業で舶用品の生産・販売を主業務としている。令和2年度における生産高は約219億円（8者分）で、前年に比べ約1.4億円（0.7%）の増となっている。



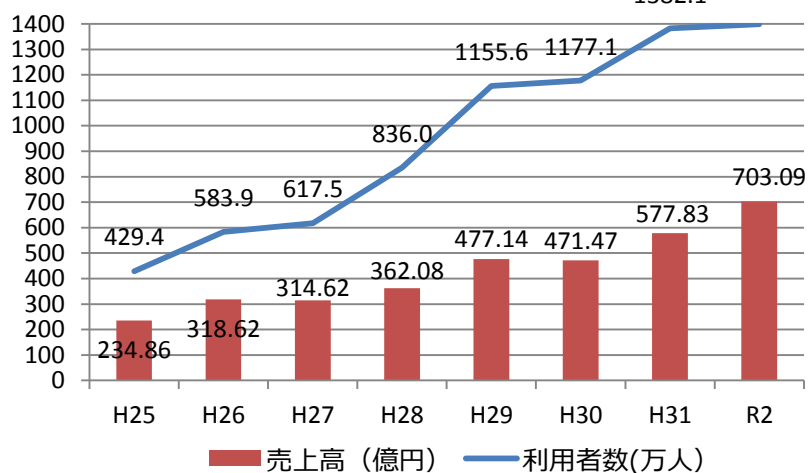
3. モーターボート競走事業の概況

- 唐津競走場は、昭和28年8月から松浦川河口で競走場としてレースが開催されてきたが、天候等の影響を避けるため、また、ファン利用者への配慮を考慮し、現在地に人工湖を新設し昭和50年3月に移転した。
- 平成17年1月から唐津市（唐津市長）が施行者として事業を行っていたが、平成29年4月の組織変更に伴い、唐津市ボートレース企業局が施行者となった。
- 令和2年度の売り上げは、約703億円（前年比21.7%増）、利用者数は約1,399万人（前年比1.2%増）となった。県内4カ所の専用場外発売場や唐津競走場に外向け発売所「ドリームピット」の開設のほか、唐津競走場本場では令和元年度から耐震補強を含めたスタンド棟の機能を見直すため施設の改修を行うなど、時代のニーズに沿ったファンサービスの向上に努めている。
- スタンド棟は、令和3年11月に完成した。遊びの遊具と環境を提供するボーネルンド監修のキッズパーク「Mooovi からつ」や西日本最大級のボルダリング「のぼらんば」、フードコートやブックカフェ、キッチンスタジオ、音楽スタジオ、イベントホールなどを備え、ボートレースファン以外のファン獲得にも取り組んでいる。

唐津競走場の概要

・所在地	唐津市原1116番地
・施行者	唐津市
・初開催日	昭和28年8月7日
・年間開催日数	187日（R2年度）
・場外発売場	ボートピア三日月 ボートチケットショップ 唐津ミット オレ呼子 ボートピアみやき

（億円/万人） 売上高及び利用者数の推移



新しいスタンド棟外観



全長約40m 「のぼらんば」



子どもに大人気 Mooovi（モーヴィ） からつ



落ち着いた空間 Blue Book Cafe



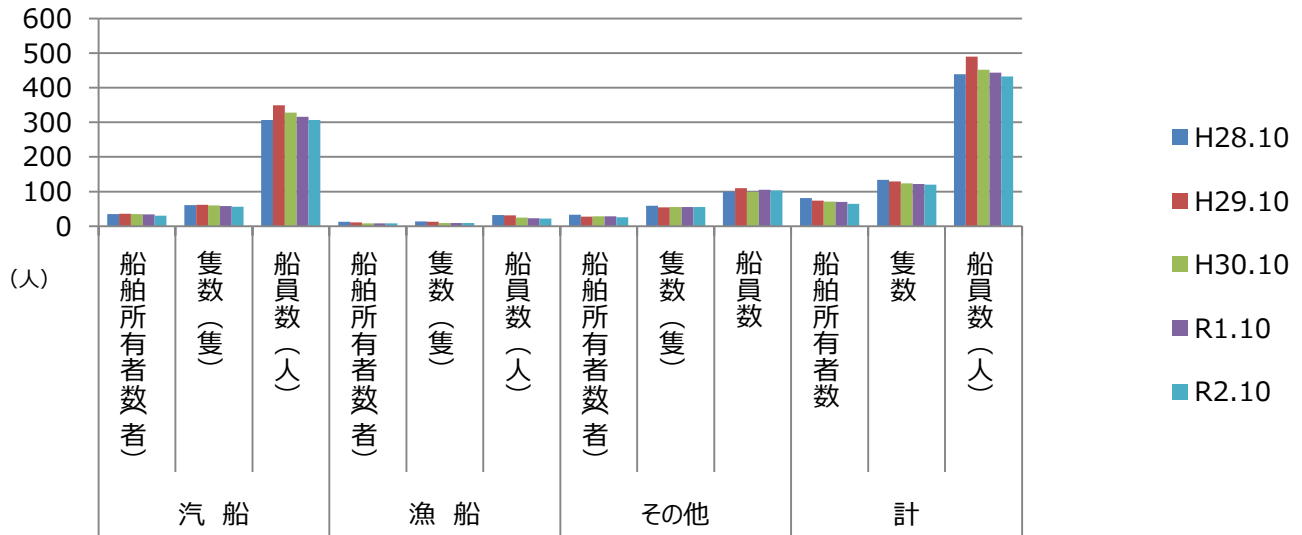
1. 船員関係事業の概況

運航労務

1. 船員労働環境関係

① 船員労働環境関係

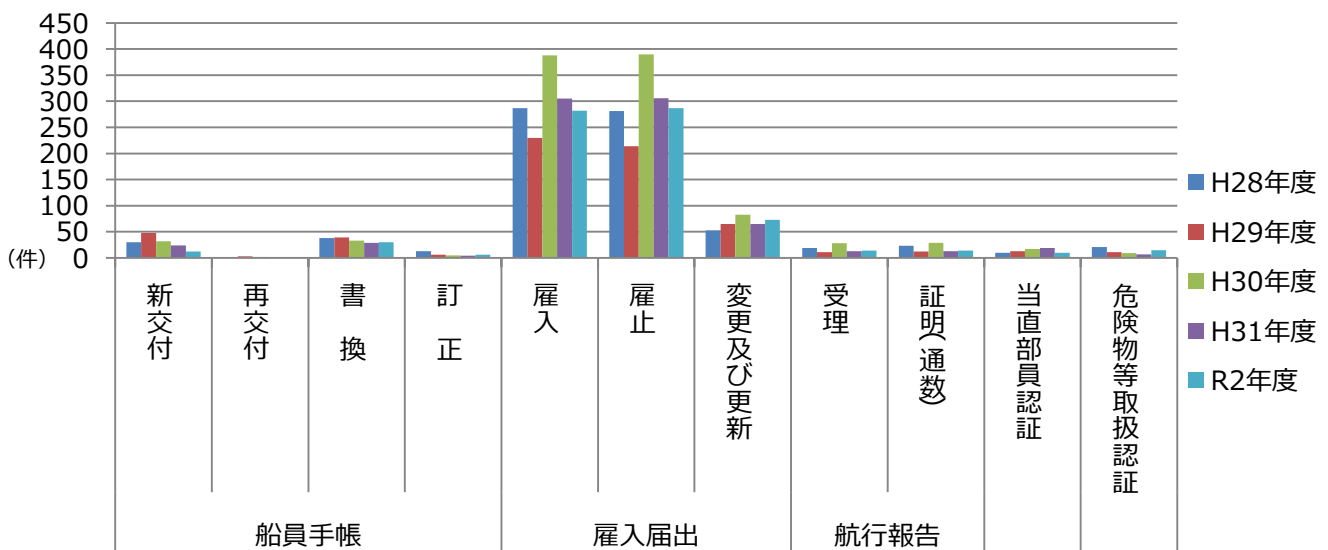
- 管内の令和2年10月1日現在における船員法の適用状況は、適用事業者数64事業者、船舶数120隻、船員数432人となっており、その推移は下表のとおり。
- 汽船の船舶所有者は、その大半が肥前地区（星賀）に集中しており、主として内航海運業を生業とするいわゆる一杯船主である。
- 漁船の船舶所有者は、そのほとんどが唐津、鎮西、肥前地区を基地とする延縄、一本釣、雑漁業の事業者となっている。



事業状況報告書より作成
※未提出事業者についてはその他に計上

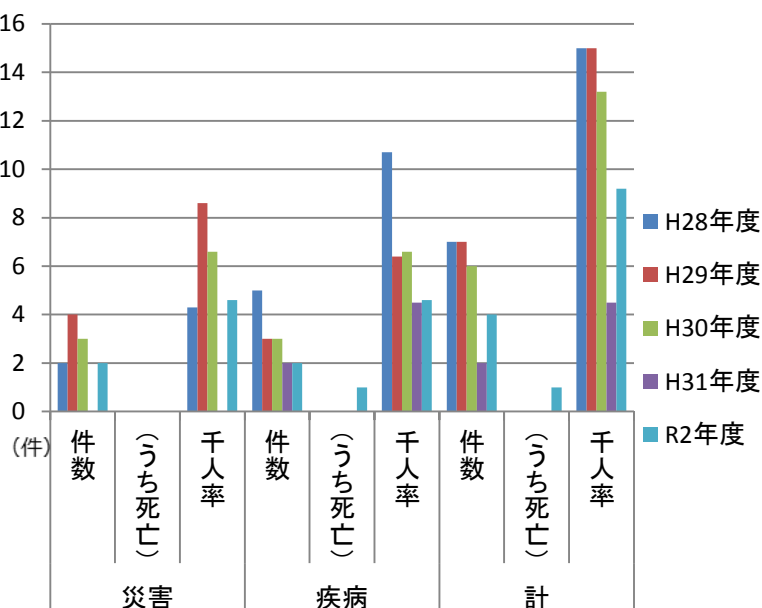
② 船員法関係の事務取扱状況

- 令和2年度の船員法関係の事務取扱件数は、船員手帳関係48件、雇入届出関係642件、航行報告関係14件、当直部員認証10件、危険物等取扱認証15件となっており、その推移は下表のとおり。
- 管内における船員法関係事務を取り扱う指定市町村は、伊万里市（山代出張所）、唐津市（肥前支所）、白石町の3市町である。



2．船員労働安全衛生関係

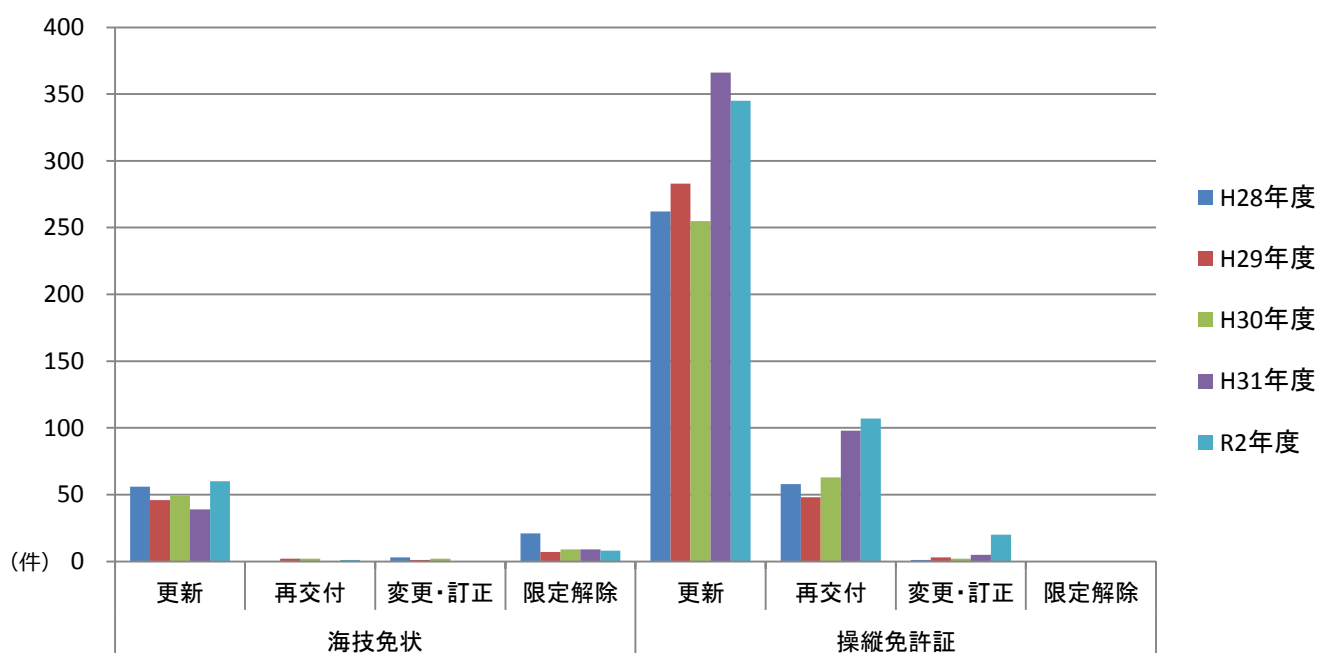
- 令和2年度の管内における船員の災害疾病発生状況は、災害2件（千人率4.6件）、疾病2件（千人率4.6件）となっており、その推移は下表のとおり。
- 船員の災害防止を促進するため、管内では、平成3年6月に「佐賀地区船員労働安全衛生協議会」が、また、平成4年4月には「船員災害防止協会九州支部佐賀地区支部」が設置され、当運輸支局と密接な連携のもと、安全衛生講習会、サバイバルトレーニング等の各種行事や訪船指導等が積極的に行われている。



安全衛生講習会の様子

3．船舶職員関係

- 令和2年度の船舶職員及び小型船舶操縦者法関係の事務取扱件数は海技免状の更新件数60件、再交付・訂正件数1件、限定解除件数8件、小型船舶操縦免許の更新件数345件、再交付・訂正件数127件、限定解除件数0件となっており、その推移は下表のとおり。



4. 運航労務監理官関係

令和2年度九州運輸局運航労務監理官監査等実施方針に基づいて、

➤ 運航管理監査については、以下に重点をおいて実施した。

(1) 旅客船を重点対象とした通常監査の実施

① 安全管理規程の乗組員全員への周知徹底

② 川下り船事業者等に対する安全運航の徹底等指導

③ 海上タクシー事業者には安全指導句間を設け関係規定の遵守徹底について監督・指導

(2) 特別監査の最優先実施（事故や法令違反発生時の背景や原因を重点的に監査し再発防止）

(3) 違反の是正徹底（命令等発出事業者に対するフォローアップ）

➤ 船員労務監査については、以下に重点をおいて、26隻の船舶に対して監査を実施した。

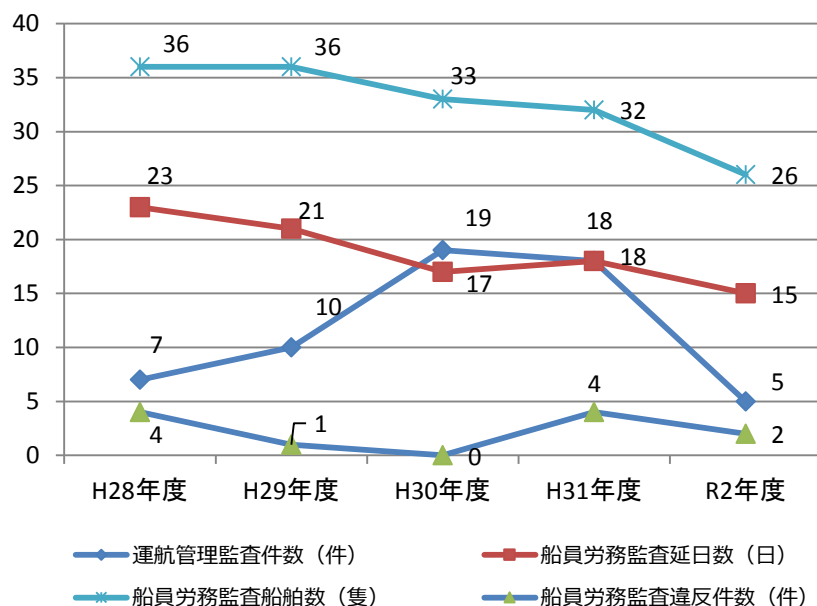
(1) 2006年の海上の労働に関する条約への対応

(2) 通常監査を通じた船員災害の予防

(3) 災害発生時監査における勧告の積極的活用

(4) 海難発生時監査における違反認定の徹底

なお、運航管理監査及び船員労務監査の推移は下表のとおり。



運航労務監理官による
船長への聞き取りの様子

2. 運輸安全マネジメント関係事業の概況

運航労務

- 平成18年3月31日に施行された運輸安全一括法に基づき、海上運送事業者（旅客船、内航貨物船、海上タクシー等）に導入された運輸安全マネジメント評価について、平成24年度末までに、全事業者に対して1回目の評価を実施。
- 平成28年度から2回目以降を3年間で4者に対し、平成30年度をもって評価を終了した。平成31年度からは新たな評価方針として、新規対象者は3年連続で、4回目以降の事業者は3年に1回評価を実施している。（但し、海難事故等発生させ安全管理に懸念がある事業者は弾力的に運用）
- 運輸安全マネジメント制度に対する趣旨等の理解を深めるために、毎年「運航安全管理研修会」を実施している。

1 沿革

本庁舎関係

昭和22年3月22日

臨時物資需給調整法（昭和21年法律第32号）に基づく事務を処理するため、運輸省告示第71号（昭和22年3月）によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所が設置された。同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県より移管され、これらを含めて自動車行政を行うこととなった。佐賀自動車事務所は国鉄旧佐賀駅構内に庁舎を置いた。

昭和22年5月

佐賀市松原町に事務所を移転。

昭和23年1月1日

道路運送法（昭和22年法律第191号）の施行にともない、従来の自動車事務所は廃止され、新たに道路運送監理事務所が設置され運輸省の地方出先機関として陸運行政を行うこととなった。事務所を大財二丁目に移転。

昭和24年8月1日

運輸省設置法（昭和24年法律第157号）の制定にともない、道路運送監理事務所は廃止され、福岡陸運局佐賀分室となった。

昭和24年11月1日

昭和24年8月1日、国家行政と地方行政事務の再配に関連し、地方的事務の一部は都道府県知事に機関委任され、委任事務を処理するため、陸運局分室を廃止、地方自治法附則第4条により陸運事務所が設置された。

昭和27年2月

佐賀市本庄町鹿子に本場自動車検査場を新設。

昭和28年12月

佐賀市水ヶ江町稚小路に事務所を移転。

昭和31年4月

佐賀市大財2丁目に事務所を移転。

昭和40年4月

佐賀市高木瀬町高木1271－1に本場検査場を移転。

昭和41年3月

佐賀市高木瀬町高木1281－3に事務所を移転。

昭和46年4月

登録業務に電算機を導入した。

昭和48年3月

佐賀市高木瀬町高木1244（現在地）に本場検査場を移転し、検査機器を全自動化にした。

昭和48年10月

特殊法人軽検査協会設立にともない軽自動車の届出業務を分離。

昭和56年3月

佐賀市高木瀬町大字高木1244－5（現在地）に事務所を新築移転した。

昭和60年4月

道路運送法等の一部を改正する法律（昭和59年8月10日、法律第67号）により運輸省設置法の一部が改正され九州運輸局佐賀陸運支局が発足することとなり、昭和24年11月より永年親しまれてきた佐賀県陸運事務所が廃止され、名実ともに運輸省管轄となる。

昭和63年11月

住居表示の実施により佐賀市若楠二丁目7番8号となる。

平成13年1月

中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が総合して国土交通省が発足。

平成14年7月

国土交通省設置法の改正による組織改編で佐賀運輸支局となる。自動車検査部門が独立行政法人化。

唐津庁舎関係

昭和18年11月

門司海運局唐津支局、住ノ江支局及び唐津支局伊万里出張所が開設された。

昭和19年6月

住ノ江支局が出張所に降格、唐津支局住ノ江出張所となった。

昭和20年6月

官制改正により門司海運局が九州海運局と改称された。

昭和21年2月

伊万里出張所が廃止された。

昭和21年5月

唐津支局伊万里分室が開設された。

昭和22年11月

佐賀、大町、呼子、諸富、嘉瀬、塩田、浜及び大浦の各出張所が開設された。

昭和24年6月

嘉瀬出張所及び塩田出張所が廃止された。

昭和26年6月

伊万里分室が出張所に昇格し、佐賀出張所が廃止された。

昭和27年8月

大町、呼子、諸富、浜及び大浦の各出張所が廃止された。

昭和33年1月

伊万里出張所が分室となった。

昭和39年6月

船員労務官が配置された。

昭和44年4月

住ノ江出張所が廃止された。

昭和46年4月

伊万里分室が廃止された。

昭和59年7月

運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局唐津海運支局に改称された。

平成5年4月

船員労務官が複数制となった。

平成14年7月

運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局佐賀運輸支局（唐津庁舎）に改称された。

平成17年4月

組織改正により、運航労務監理官を配置。

平成30年6月

港湾合同庁舎新設に伴い、唐津市二タ子3丁目214番6号へ移転。

2 佐賀運輸支局の主な業務内容

本庁舎

企画調整担当

- ・ 地域公共交通の確保・維持・改善に関すること
- ・ 観光の振興に関すること
- ・ 交通環境に関すること
- ・ 鉄道事業に関すること

企画輸送・監査担当

- ・ 倉庫業に関すること
- ・ 自動車運送事業に関すること
- ・ 自動車運送事業の指導及び業務監査に関すること
- ・ 自家用自動車の貸渡に関すること
- ・ 土砂等運搬大型自動車の使用に関すること
- ・ 自動車損害賠償責任保険に関すること
- ・ 総務、人事、会計に関すること

登録担当

- ・ 自動車の登録に関すること
- ・ 自動車の番号標、封印に関すること
- ・ 自動車の臨時運行、回送運行に関すること
- ・ 自動車の抵当権の登録に関すること

整備・保安・検査担当

- ・ 自動車の整備事業に関すること
- ・ 自動車の整備士に関すること
- ・ 自動車の運行管理者及び整備管理者に関すること
- ・ 自動車の事故に関すること

唐津庁舎

海事担当

- ・ 旅客航路事業、内航海運業に関すること
- ・ 港湾運送事業に関すること
- ・ 造船業、造船関連工業に関すること
- ・ モーターボート競走に関すること
- ・ 船員の雇入契約届出、船員手帳交付、各種資格認定に関すること
- ・ 海技免状等の更新等に関すること

運航労務監理官

- ・ 旅客航路事業に対する安全審査等に関すること
- ・ 船員の労働条件の確保及び最低賃金に関すること
- ・ 船員災害の防止を図るための安全衛生に関すること
- ・ 未払い賃金の支払いの確保等に関すること

3 管轄区域

業務別	管轄区域	管轄支局
倉庫関係業務	佐賀県全域	佐賀運輸支局（本庁舎）
輸送関係業務		
監査関係業務		
自動車登録関係業務		
整備関係業務		
海事関係業務及び運航労務監理官	佐賀県全域	佐賀運輸支局（唐津庁舎）
船舶登録測度及び船舶検査	佐賀県のうち唐津市及び東松浦郡	九州運輸局
	佐賀県のうち伊万里市及び西松浦郡	佐世保海事事務所
	佐賀県（上記の区域を除く）	長崎運輸支局（本庁舎）
船員職業安定所	佐賀県のうち鹿島市、嬉野市、藤津郡	長崎運輸支局（本庁舎）
	佐賀県（上記の区域を除く）	佐世保海事事務所
外国船舶監督	佐賀県のうち唐津市及び東松浦郡	九州運輸局
	佐賀県のうち伊万里市及び西松浦郡	佐世保海事事務所
	佐賀県（上記の区域を除く）	船員関係については佐賀運輸支局（唐津庁舎） 長崎運輸支局（本庁舎）

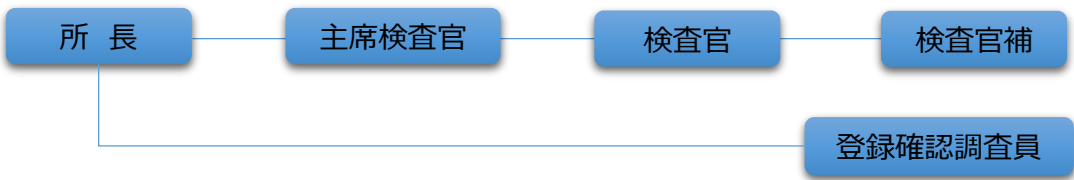
- 平成11年4月の「中央省庁等改革の推進に関する方針」により平成11年12月に「自動車検査独立行政法人法」が成立、平成14年7月に「自動車検査独立行政法人」が設立された。
- その後、平成25年12月の閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、平成28年4月に自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによりシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図ることを目的として、「（旧）自動車検査独立行政法人」及び「（旧）独立行政法人交通安全環境研究所」の2法人を統合し、「独立行政法人自動車技術総合機構」が設立された。
- 併せて、国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務を自動車技術総合機構に移管して行うこととされた。
- 「安全で環境にやさしい交通社会の実現に貢献すること。」を運営基本理念としている。
- 自動車検査場における業務では、平成20年度よりITを利用した取り組みとして、検査の高度化により検査データの電子化を行い、そのデータの分析を通じて検査方法の改善を図ることを推進しており、検査後の不正二次架装や自動車検査票の改ざん等の不正受検を防止するため、新規検査等における自動車の寸法・重量等の高精度な諸元測定と車両の画像取得を自動的にを行い電子的に記録・保存する、「3次元測定・画像取得装置」を使用した検査を運用している。
- 自動車検査場での検査以外にも、社会的要請の高い街頭での検査を実施し、実際に使用されている自動車の保安基準適合性の確保を図っている。

1. 佐賀事務所の概況

①業務内容

- ・検査場における検査（検査コースでの保安基準適合性審査）
- ・街頭検査（路上での保安基準適合性審査）
- ・上記に掲げる業務に附帯する業務

②組織



③検査場の概要

現施設の新設年月日	昭和48年3月
用地面積	13,828㎡
検査場上屋面積	1,412㎡
検査コース（4コース）	兼用コース、小型1コース、新規・DSコース、二輪コース



国土交通省 九州運輸局

佐賀運輸支局

□ 佐賀運輸支局本庁舎

〒849-0928 佐賀市若楠2丁目7-8

企画輸送・監査担当 TEL(0952)30-7271
登録コールセンター TEL(050)5540-2082
整備・保安・検査担当 TEL(0952)30-7274

FAX(企画輸送・監査) FAX(0952)30-7287
FAX(登録・整備) FAX(0952)30-7279



□ 佐賀運輸支局唐津庁舎

〒847-0861 唐津市二タ子3丁目214番6号
唐津港湾合同庁舎

海事担当 TEL(0955)72-3009
FAX FAX(0955)72-3002



九州運輸局のホームページでも統計情報をご覧ください。

九州統計情報

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/toukei/body2.htm>